１．件名：「三菱重工業（株）特定兼用キャスクの型式指定申請に関するヒアリング【９】」

２．日時：令和４年１２月２２日　１３時３０分～１６時００分

３．場所：原子力規制庁　９階Ａ会議室

４．出席者（※・・ＴＶ会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査官

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント　機器設計部　プラント機器設計課　主席チーム統括　他１名※

５．自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

６．その他

提出資料：

資料１－１　発電用原子炉施設に係る型式設計特定機器の型式指定申請　規則への適合性について

資料１－２　補足説明資料　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則への適合性に関する説明資料

資料１－３　発電用原子炉施設に係る型式設計特定機器の型式指定申請 コメント管理票

以上

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁松森です。では時間になりましたので、MHIの方時期、
0:00:06	指定のヒアリングを始めたいと思います。本日外運搬規則の適合性という
0:00:13	所で資料を用意していただきましたので資料の測定説明をお願いいたします。
0:00:21	はい、三菱齊藤です。
0:00:23	今日、
0:00:25	お配りしている資料はですね資料 1－1 から 14 までございます。
0:00:29	説明は 1－1 を使ってご説明させていただきます。
0:00:33	次の 2 につきましては 1－1 と概ね同じようなことが書いてございますけれども、一部規則適合性道路の表が、
0:00:43	中にございますけれどもそこの部分にですね個別の内容も含めたような形になってますのでその部分が主に違うところになります。
0:00:52	1－3 につきましては、
0:00:55	規制庁さんからいただきました通り
0:01:00	型式指定申請書の添付書類 13 の記載内容とあと、
0:01:05	同じ設計のMSF24P型というのが、
0:01:09	先行の設計承認の例としてございますので、
0:01:13	つまり各表ということで 1－3 を用意してございます。
0:01:19	1 年につきましてはコメント管理表ですと、本日改定してるところ、同じで示してございます。
0:01:27	では資料 1 の 1 つ使いましてご説明させていただきます。
0:01:33	資料 2 ページ、お願いします。
0:01:39	まず 1 ポツ、外運搬規則への適合性概要ということですけれども、審査でご説明させていただきます事項としましては、この 2 ページに書いてあるところになります。
0:01:50	MSF24BS方はですね、木曽空のですね、DMがBM型輸送物に該当しますので、
0:01:58	今、
0:02:00	外運搬規則のですね第 6 条と第 11 条に適合するということを説明します。
0:02:06	上の表、表の上の方に
0:02:10	安全機能をと行動協調健全性の⑤できるところがありますけれども、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:15	第 6 条につきましては主にリカバー遮へい、除熱二部構造強度長期健全性に係る
0:02:22	要求事項があります。
0:02:25	第 11 条に関しましては、核分裂生成物に係る基準ということで、主に臨界防止、
0:02:32	構造強度も一部あるということで、区分としてはこのような詰まる部分になるということになります。
0:02:42	右下にプルトニウムを絶えず入れておりますけれども、
0:02:48	一応
0:02:50	ヒアリング審査会合の紹介の審査会合でご説明した図と同じものですが、1 個のうちですね、
0:02:58	金城ほかの食材と下部緩衝体、これ、括弧輸送を予定してますけども、
0:03:02	こちらとですね、あと輸送用の架台というのがありますけどこれは申請範囲の外ということで、医師にご説明をさせていただきます。
0:03:14	あと参事豚につきましてはこれまでご説明してきている貯蔵状態の貯蔵参事分だとは、形状はほぼ同じですけれども、
0:03:24	機能が違いますので、そこは異なる部分にはなります。
0:03:30	続いて 3 ページお願いします。
0:03:34	3 ページですね。1 度
0:03:39	審査会ご紹介審査会合でご説明済みのものなんですけれども、外運搬規則適合にあたっての審査対象となる部品設備の表でございます。
0:03:50	高久若生というところが型式指定でございまして、輸送に関しましては、フタミ装置と書いてあるところが対象になります。
0:04:01	特定兼用キャスクのうちですね、本体部分と、あとモニタリングボードカフェと、あと輸送の参事ムタ。
0:04:10	このこのモニタリングポートカバープレートと 3030 メーターというのが、輸送時だけに取り付けられるべき。
0:04:18	ございます。
0:04:20	あと、周辺施設の枠に入れておりますけれども、それの緩衝体につきましては三角ということで、12 の方の一番下の部分に書いておりますけれども、こちら申請範囲が審査対象外とはなりますけれども、
0:04:35	規則適合のために必要な部品として、審査の中で含めると、具体的に申し上げると、この添付書類 13 の中に
0:04:46	緩衝体のですね主要構造を入れておりますけども、これを装着して輸送するということを条件として、突合せ説明するということになります。

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:59	続いて 4 ページをお願いします。
0:05:04	型式指定申請書のですね、一般規則に関しては添付書類 13、2 基、適合性必要なものを含めてございます。
0:05:14	こちらの資料の構成と審査範囲について示すものです。
0:05:20	下に表を入れておりますけれども、左の一番左の列ですね、添付書類 13 の構成ということでこちらの 1 相故障は小西尾参考と。
0:05:30	4 章立てになっています。
0:05:33	11 の方に子育ての出典を書いておりますけれども、
0:05:39	これ輸送の方でガイドがございましてスライドの方ですね、議題 2、
0:05:44	の記載要領に基づいて、章立てをしております。中の項目立てにつきましても同じ内容としております。
0:05:56	構成ですけども意匠が核燃料輸送物の説明。
0:06:01	右側に審査上の位置付けということで審査範囲とか説明の方を変えてますけども、一番右のところですね各年度輸送物の使用目的、
0:06:12	等の輸送物を説明するものでございます。安全解析と安全評価の前提条件を示すものになりますので審査の中に含まれると思います。
0:06:23	それから 0 章ですけれどもこちらが核燃料輸送核燃料輸送物の安全解析ということで、構造熱遮へい臨界に関する解析。
0:06:33	それから 5 層、Fの方で、核燃料輸送物の経年変化の考慮。
0:06:38	の掃除では、それら炉心アリプロストF
0:06:43	等の評価結果を踏まえた規則への適合性の評価と、
0:06:48	いうことでございます。
0:06:50	右側に書いております通り、規則 6 条、11 条の適合性確認のために必要な、各年度輸送物の安全解析、安全評価を示すものでありますので、審査の範囲、
0:07:03	と考えてます。
0:07:06	またロジにつきましても、審査といった適合性評価そのものでございますのでこれを見ていただく必要があると。
0:07:14	以降は小二条 3 項につきましてですが、は昭和ですね輸送容器の保守及び核燃料輸送物の取り扱い方法ということで、
0:07:24	こちら参考としておりますけれども、
0:07:27	右側にはですねこれも審査ガイドの方で、
0:07:31	書かれてる内容を入れてますけども、核燃料輸送物の安全設計に合致した輸送容器の保障及び学年輸送物を取り扱う方法を示すもので、ですと、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	これは原子力事業者さんの方で、具体的には定められるものと考えてまして、
0:07:49	今回申請書の中に含めてますけどもこれすべて補修とか、取り扱い方法は想定される、考えられるものを内容入れてございまして、
0:08:00	現時点では参考の位置付けと考えております。
0:08:05	次いで 2 章ですけれども、ここ安全積極安全輸送に関する特記事故、
0:08:10	2 章から 8 損害としない安全設計、安全輸送に関する特記事項を示すもの。
0:08:16	でございまして、申請書自体は 1 ページものなんですけども、
0:08:22	三つほど記載がございます。今後参考の位置付けとさせていただいてます。最後参考ということで申請書の中でも参考の位置付けにはなるんですけども、
0:08:33	輸送容器の製作の方法の概要に関する説明ということで、こちらも型式指定では参考と。
0:08:40	記載している内容としてはよそ行きの製作方法、試験、
0:08:45	並びに検査方法の概要について記載しているもので、参考の位置付けであると。
0:08:52	ことで、こちらの事業者さんの方でも一応参考扱いで記載はされておりまして、
0:08:57	具体的な審査はあの世容器承認の方で、この辺りは
0:09:04	ユーザーの方でされると。
0:09:06	いうふうに認識しております。
0:09:09	続いて 5 ページをお願いいたします。
0:09:15	がく燃料輸送物の使用目的と使用条件等について示しています。
0:09:23	こちらはですね、先ほど添付書類 13 の構成でご説明した所、
0:09:28	冒頭に出てくるものになります。
0:09:32	それをですね、
0:09:34	記載しておりまして、
0:09:38	右側の列にですね、選考設計承認
0:09:43	承認済みのMSF24P型の、この規格を入れております。
0:09:51	す。
0:09:52	項目のうちですね、使用済み。
0:09:55	仮称のする核燃料物質の紙資料ということで、この燃料の、
0:09:59	名称がですねのみが差異がございまして、
0:10:03	へえ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:05	本申請では基調的でご説明している通り、17 燃料と 15 燃料を合わせて収納することが可能です。
0:10:12	先行設計承認の方では 17 年度のみということで、負債がございます。
0:10:18	17 年度につきましては収納の、
0:10:22	使用条件収納条件に差異はないということで、15 年度が追加されることが大きな差異ということになります。
0:10:35	続いて 6 ページをお願いします。
0:10:39	こちらも一度ご説明はさせていただいてますけども、
0:10:43	輸送容器の
0:10:45	構成部材の材質と形状の違いを示すものでございまして、
0:10:50	主要な構成部材の材質とですね、形状、
0:10:54	構造につきましてはこの表に書いてある図はですね種別の資料の資料番号読んでますけれども、材質と形状に差異は、
0:11:05	ないということを示すものでございます。
0:11:10	続いて 7 ページをお願いいたします。
0:11:17	ここではですね選考設計承認申請書との主な記載事項の差異について示しております。
0:11:26	申請書の記載事項の差異につきましては資料 1－3 の方で、
0:11:32	示しておりまして、そこでサイヒョウを収集した結果のうちですね、主な差異ということでそれをこの表に記載をしてございます。
0:11:44	主な差異につきましてこの文に書いてある通り、15 年度収納に伴う 15 年度収納時の安全機能、
0:11:52	それから構造強度に係る安全評価の追加となります。
0:11:57	章につきましては、15 年度が収納できることの追記。
0:12:02	それから、4 章につきましては、AM構造解析については、一般の試験条件における自由落下時の 15 年度被覆管応力の追加。
0:12:14	また、二つ目のポツにですね、該当株丹伴蓋部中性子遮へい材カバーという中性子遮へい材カバーの設計基準を金属キャスク構造規格の中間の規定を適用ということになっておりますけども、こちらちょっと右の方に記載しておりますが、先行設計承認では、
0:12:32	これらの部材につきましては設計建設規格のクラス 1 支持構造物の規定をへの適用がされておりました。
0:12:40	金属キャスク構造規格の中間胴の規定につきましては、設計建設規格のクラス 1 支持構造物を基に規定されたものであって、
0:12:50	併催ってのは小さいというものになります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:55	今回申請書の中で中間部の規定を適用することについてなんですけれども、これまでご説明してきた技術基準規則適合説明の中では、これらの部材は中間像として扱ってございまして、
0:13:07	同じ申請書の中で、規定からですね、規格が違うというのは、適当ではないというふうに考えておりまして、中間胴の方での評価の方を進め、
0:13:20	ということにさせていただいております。
0:13:25	それから熱解析ですけれども、こちら、一般の試験条件及び特別の試験条件という二つの評価条件に対して 15 年度収納時の熱解析結果を追加しています。
0:13:37	それから密封解析につきましては差異はございません。
0:13:40	右側に記載している通りですね、15 年度の放射能量というのが 15、17 年度に比べて小さいと。
0:13:47	いうことになります。三つ評価につきましては、
0:13:51	ジョウボウジと少し異なりまして、ナカノ収納、収納されてる放射能が、外側にどれぐらい漏れるかということを評価していくので、
0:14:02	放射能量が多い方で評価しておけば、それに包絡されるということで、申請書の方には、17 年度で代表した評価のみが記載されており、差異はございません。
0:14:15	それから遮へいですけども、
0:14:18	熱解析にですね、通常相似、一般の試験条件が特別の試験条件下における 15 年以上の遮へい結果を追加しております。
0:14:29	委員会も同様でございまして、15 年度追加次の週の時の輸送時と取り扱い時における臨界解析の結果を申しております。
0:14:39	lossofオカの核燃料輸送物の経年変化のコードの
0:14:44	というところなんですけども、
0:14:46	評価でいうと長期健全性にあたりまして、ここでの評価の中で一部差異が口座ございまして、その項目というのが、記載してる通りの内容になっております。
0:14:59	まず一つ目は最高温度ですね、最高温度について 15 年度収納時の別海設計か反映するということ。
0:15:07	それからあと照射量についても同様に、遮へい解析結果を反映していると、いうことになります。
0:15:14	それともう一つ加えまして、燃料被覆管のですね、県民変化の影響を説明するにあたっては、峰主幹の主要方向力というのを
0:15:24	評価する必要があって、緑地も反映をしてございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:31	最後の庄司ですけどもここそれまでの評価の評価結果を使った適合性説明のところですけれども、差異としましては 15 年度収納時で、
0:15:41	一部ですね、フジモリ濃縮後の方が 17 年から 17 白水に比べて、結果として厳しくなる部分がありましたのでその部分だけを、
0:15:52	反映しているというところが違いとしてございます。
0:15:58	続いて 6、8 ページお願いします。
0:16:05	ここからですね 2 ポツということで衛藤。
0:16:08	規則への適合性説明。
0:16:11	の内容になります。
0:16:14	まず 8 ページですけれどもBM型輸送物に係る技術上の基準第 6 条。
0:16:21	の要求事項を並べたものになります。
0:16:27	規則としては、第 6 条なんですけども、
0:16:31	第 6 条の中で、第 4 条、第 5 条の要求事項が呼ばれていますので、45 条の要求も一部取り入れた形で六条の方は評価していく必要があると。
0:16:43	いうことになります。
0:16:46	ここに記載している要求事項に対して適合性をまとめたものが、
0:16:53	9 ページ以降、
0:16:56	になります。
0:16:58	9 ページをお願いいたします。
0:17:04	5、9 ページからですね 8 万円ほど続きます。
0:17:08	左側に規則要求で、
0:17:11	記号で評価結果と。
0:17:13	一番右の列に税務書類 13 人、
0:17:18	関連する詳細な結果を示しているのが、一番右の部分になります。
0:17:24	この表自体はですね、添付書類 13 の保障時にそのまま記載されているものをですねそのまま、こちらに転記しているということになります。
0:17:40	この表の右上にですね、切ろうの面で、
0:17:45	いろいろですね、選考設計承認申請書との差異と、
0:17:49	いうことで、違いがある部分、表の違いがある部分について黄色でマーキングを入れております。
0:17:59	9 ページからですね、10、
0:18:05	26、16 ページにかけて、
0:18:08	めくっていっていただきますと、
0:18:11	木曽空のですね、4、6 条 2 ページから 4 条が呼ばれて、

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:19	4 条要求とあと 5 条要求に対する適合性評価結果を並べて記載していっております。
0:18:28	衛藤選考設計書に申請書との差異の部分、黄色で塗ってる部分でございますけれども、
0:18:34	これが一番最初に出てくるのが 13 ページ。
0:18:42	あと 14 ページ 15 ページと、
0:18:45	13 ページから 15 ページにかけて黄色塗ってる部分がございます。
0:18:49	その黄色部分になってる分以外は同じということですね。
0:18:53	13 ページ。
0:18:55	黄色の部分がですね。
0:18:57	第 5 条の 7 号要求ということで、
0:19:02	表面の線量当量率、
0:19:05	野入ですね、に対してですけれども、通常輸送時の輸送物表面の最大線量当量率が 1172.9 マイクロシーベルトパーアワー。
0:19:18	いうことでここ先行設計承認の際はですね、17 年度を収納した際の結果でございましたが、表面の線量というのは、15 年度の方が、
0:19:29	高くなる傾向がございまして、わずかな差異なんですけども、
0:19:33	そこを反映しております。
0:19:38	あと 14 ページ。
0:19:41	第六条第 2 号の要求ですけど、
0:19:45	こちらの後ですね、
0:19:49	6 条の中で、一般柴野試験条件からの要求になっておりまして、
0:19:54	ここがですね、一般の試験条件下の輸送物表面の最大線量当量率は 1179 と。
0:20:02	いうことで先ほど 5、13 ページの数字と同じ数字が入るんですけれども、
0:20:06	55 年度の方が大きく大きくなるため、ここはかぶっている部分になります。
0:20:15	それとあと 15 ページですけども、
0:20:17	15 ページの第 6 条 3 号の、
0:20:21	いいですね要求、これは特別の試験条件下における、1 メートル離れた位置での線量当量率、これが準備シーベルトを超えないことに対する要求ですけども、
0:20:35	評価結果 15 ページの一番下ですね、1 名という点で離れた位置での、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:40	最大線量率が 895.9mSv%、ここも 15 年度の方が少し高くなっておりますので、その結果を反映したと。
0:20:50	いうところになります。
0:20:55	あとですね、細かいことの細かい部分はちょっと説明、割愛させていただこうかなと思ってますけども差異としては、このような差異があるということ。
0:21:06	それからですねこの 9 ページ以降の表のですね一番右の添付書類 13 の項目というところですけれども、
0:21:14	ここに 5 章のAだったりBだったりしだったりというのが、詳細が書かれている部分がございますが、コウノですね項目のうち、5 章以外の
0:21:25	省が示されているのが、一部ございます。
0:21:30	それがですね、
0:21:33	今から上げていきますと 11 ページ。
0:21:35	ほんでいただければと思いますけれども、
0:21:39	11 ページの第 4 条第 8 号の要求ですね。
0:21:45	表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えないことということで、適合性評価としては、本輸送物の表面の
0:21:56	放射性物質の密度は、発送前に、表面水限度以下であることを確認した上で発送されるということで、
0:22:03	読んでる項目としては 8 章のということで、
0:22:07	ここの柱のAはですね、発送前検査として、表面密度検査を行って、この表に書いてある、
0:22:16	数字以下であることを確認しますというのがございますので、素行がですね、場所で、
0:22:23	最終内容が適合性。
0:22:27	説明、繋がっていると、いうことになります。
0:22:32	同じようにですね続きまして 12 ページですけれども、
0:22:36	へえ。
0:22:38	14、12 ページの、
0:22:40	第 4 条 15。
0:22:43	こちらが核燃料物質の使用等に必要な書類その他の物品、
0:22:50	以外のものが収納されていないことということで、こちらにつきましては、本輸送物には収納物以外のものが収納されていないことを確認した上で蓋をするので、
0:23:01	安全性を行う。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:03	そこを損なう恐れがあるものを収納することはないと。
0:23:07	いうことで、もうこの確認がですね、八章の絵に同じく書いておりまして、
0:23:13	これはこれも同じく、須藤前に行う発送前検査の収納物県サーに対応します。
0:23:23	続いて第五条第 3 項、
0:23:27	2aは相同じくは小のものがございまして、
0:23:31	みたいに開封されないようにかつ開放された場合に開封されたことが明らかになるよう、容易に破れないシールの貼り付け等の措置が講じられていることについては、奔走部津野さん渋田参事豚ボルトで強固に締め付けられており、
0:23:46	その際には上部緩衝体で追われるため、不用意に 3000 ムタボルトが外されることはないと。
0:23:52	また上部緩衝体を取りつけを四角で囲っている内容がされますので、各開放された場合ってのはそれが明らかになるということで、これは仮称の中で記載している。
0:24:05	発送前検査の外観、外観検査、該当します。
0:24:14	あともう 1 ヶ所ございまして 15 ページですけれども、
0:24:19	15 ページの
0:24:22	第六条第 2 号の、
0:24:25	2 の表面の放射性物質が表面密度金を超えないこと。
0:24:30	これは第 6 条第 2 号ですので、一般の試験条件下での要求になりますけれども、本輸送物は一般の試験条件下に置いた場合には密封性を損なうこと。
0:24:42	エアバスコード等用いた構造解析の結果より確認をしております。
0:24:47	また輸送物表面の放射性物質の密度を発送前検査においても、測定により確認するため表面密度越えエンドウを超えることはないと。
0:24:56	いうことでここその三つの検査、
0:25:00	普段だけではないんですけれども、
0:25:02	破損前の検査として、こういうことを行っているのでというのがございますので、
0:25:07	ここはそこにアノは小児関係が対象で、検査で結果が関係してくるというところになります。
0:25:16	エリート挙げた項目がですね少し野呂章に記載している事項とは、
0:25:20	ではない部分が規則適合性の中で使われているというところでございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:29	今挙げたものについては一番最後の方の、
0:25:34	設計承認の引き継ぎのところにですね、関係してきますのでそれまた後程ご説明させていただきます。
0:25:43	続いて 17 ページお願いします。
0:25:53	17 ページは、字体 11 条の要求、
0:25:57	の要求事項を書いたものでございまして、
0:26:01	こちらも基準適応しているということを説明しております。
0:26:09	その内容が 18 ページから 20 ページにかけましてて、
0:26:14	示しております。
0:26:19	18 ページが第 11 条。
0:26:22	第 1 号、
0:26:24	19 ページが第 2 号、第 3 号に関するところですね。
0:26:32	右上に黄色でマーキングしているのが最ですよということなんですが 11 条の
0:26:40	地方税評価結果については 15 年度収納した結果がですね、15 年、17 年度よりも小さくなりますので、結果的に出てくる。
0:26:50	その実効増倍率の数字っていうのが、19 ページの真ん中ぐらいに 0.38745 っていうのがありますけどもここは、
0:26:59	同じ。
0:27:01	変わらないということになります。
0:27:06	20 ページなんですけどもこちら第 3 条 3 項の要求ということでこれ
0:27:14	BMがた、蘇武通
0:27:17	については
0:27:19	その経年変化を考慮した上で、この
0:27:22	6 条に該当しないと、適合しないといけないよという、
0:27:27	有給に対しての部分になりますけども、
0:27:30	これの中でですね長期の経年変化の影響というのを考慮した、
0:27:36	結果というのをまとめて、
0:27:39	このものになります。
0:27:42	この中で一部ですね、黄色いところがありますけども、
0:27:47	中性子遮へい材のレジンの
0:27:51	質量減損の数字ですね。
0:27:55	へえ。
0:27:57	これについてはちょうど町道側の審査の方でも、
0:28:00	出てきておりますけれども、中性子遮へい材のレジンが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:05	60 年間ですね、ちょうど開始時の運動で、
0:28:11	維持されると、質量減損がわずかにあるということで評価した数字ですけども、
0:28:18	衛藤。
0:28:19	この温度が
0:28:21	チョウゾウ状態がですね、横をキーちょうど
0:28:25	になってくると、建屋とちょっと比べて温度が若干低くなると。
0:28:29	いうことがございまして、数字としては、先行設計承認縦置の場合に比べると少し下がってきますのでその数字を反映した。
0:28:39	ということでございます。
0:28:43	はい。規則適合性のその部分につきましては、
0:28:47	今までご説明してきたような差異がございまして、あと、その補償以外の負傷との関連性というのは、
0:28:58	こういうところにあるというのをご説明させていただきました。
0:29:02	続いて衛藤。
0:29:04	安全評価の内容、特に 15 年度を収納した場合の内容についてご説明させていただきます。21 ページお願いします。
0:29:16	ろ紙をからFの安全評価の概要ということで三つほど矢羽根を入れておりますけれども、
0:29:23	主要な安全評価における安全評価方法及び解析コードは前期先行設計承認と、
0:29:31	同じでありますということですね。
0:29:34	同じなんですけれどもすいませんちょっとここでですね遮へい解析。
0:29:40	もちろん理事の遮へい解析についてなんですけれども、こちら現在資料上はですね、線量当量率をDOT3.5 コードで評価すると。
0:29:51	いうふうにさせていただいてます。
0:29:54	この審査の初回ぐらいのヒアリングでですね指摘があったかと思うんですけども、申請書同じ申請書の中で貯蔵と輸送の、
0:30:05	評価が行われていて、ちょうどの方はMCNPⅤコードで評価をしているが、その方は同等でやっているということで、同じ申請の中で二つの評価コードがあるというのは適当ではないんじゃないかと。
0:30:19	いうご意見がありまして、我々の方もそんなご意見踏まえてですね、
0:30:23	それ適当でないなという判断をしております。今ですね輸送時の解析、MCNPでやると、いうことをですね評価を、
0:30:34	やっておりましてほぼほぼ

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:36	評価の方が終わっておりますがちょっと今回のヒアリングにちょっと間に合わなかったということで、この
0:30:43	DOTに関してですねMCNPⅤコードに見直しをさせていただきたいなと思っております。
0:30:51	次回の辺でですねその準備が整いそうですので、試験解析をですね、CNPⅤコードであったことの、についてはその後、
0:31:02	次回にご説明させていただきたいと思っております。
0:31:09	次の二つ目の矢羽根ですけれども、15 年度収納時の安全評価については、17 年度収納時の安全評価に対して、
0:31:18	燃料集合体のモデル化条件が異なるのみでありますということですけれども、ちょっと社員に関して少し変わりますので、ここは差し替えさせていただくときにちょっと、またあわせて追加説明をさせていただきます。
0:31:31	で一番三つ目の矢羽根し、三つ目なわけですけども 15 年度収納時の安全評価。
0:31:36	後画像熱遮へい臨界中健全性について次のページ以降で示しておりますので少し紹介させていただきたいと思います。
0:31:46	それでは、22 ページお願いします。
0:31:54	22 ページは構造解析に関わる部分でして、
0:31:58	15 年度収納時の構造解析でございます。
0:32:03	22 ページのですね、運営の一番上の文章に書いております通り、
0:32:07	15 燃料集というのはですね 17 年度よりも、わずかに軽くなります。
0:32:14	15 年ヨシノまでの容器側のですね、構造解析というのは、17 年度収納時の飢餓空気の構造解析の方に包絡される形になります。
0:32:24	従いまして 15 年度収納時の構造解析としては燃料被覆管自体のですね、
0:32:29	年度評価自体が行っている部分が
0:32:34	追加で評価しているものになります。
0:32:37	これがですね、再処理一般の試験条件における自由落下 0.3 メートル阿部の構造健全評価でございます。
0:32:46	評価方法としてですね、構造公式を使った評価方法を使ってますけどもこれ 17 年度収納時と同じ評価方法でございます。
0:32:57	燃料被覆管に発生する応力増差というのが評価基準である設計降伏点を満足するということを確認してございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:06	下の表ですけれども、どういった評価式を用いているのかというのと、評価結果ですね。
0:33:14	ラッカー0.3 メーターカーというのが、垂直落下と水平落下がございまして、
0:33:21	それぞれ圧縮と曲げ能力がかかりますので、評価式が若干違います。
0:33:27	一番下に評価結果を入れておりますけども、
0:33:32	被告に対して十分余裕があるという結果でございます。
0:33:39	構造解析は以上でございまして次に 13 ページお願いします。
0:33:47	続いては 15 年度終了時等熱解析でございます。
0:33:52	解析をちょっと 3 ページに分けておりますけれども、
0:33:55	まず、23 ページでは除熱解析の評価条件ということで収納物の使用の条件です。
0:34:03	これ 23 ページ自体はですね
0:34:07	貯蔵側の方でご説明していける形のものとまた同じものになっておりまして、
0:34:13	17 年度に加えて 15 年度っていうのは浅利。
0:34:17	もう崩壊熱量というのは、連通口度で、下の条件を使って計算していますということで、
0:34:25	崩壊熱自体は、
0:34:28	ちょうどバーで見ていただいた。
0:34:30	ものと全く同じものになります。
0:34:36	続いて 24 ページをお願いしたいですけども、
0:34:40	24 ページが、除熱解析で用いている、解析モデル、評価条件の
0:34:48	内容になります。
0:34:53	モデル自体はですね一般の試験条件と特別の試験条件と二つのモデルがございまして一番左下に示すように、
0:35:04	違いがございます。
0:35:10	特別の試験条件というのがですね。
0:35:14	9 メートル落下をですねしたときに、緩衝体が変形するということで、いろんな姿勢から落下して間所定が変形したという、その変形量を
0:35:27	変更したものを計上として取り込んでいます。
0:35:33	特別の試験条件はですね外側から日本熱がある、あります衛藤。
0:35:40	800 度の運動の中で 30 分。
0:35:44	の条件で、継続されるという火災の条件がありますので、緩衝体をですねカットして、よりスコアからの入熱を高めるというモデル化をしてます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:56	相場の試験条件逆で、樫田の変形角が 0.3 メートル落下であるんですけども、会社の変形を考慮しない方が、温度としては厳しくなるんで緩衝体が、
0:36:06	健全な状態で取りついていると。
0:36:09	いうモデルです。
0:36:12	一般の試験条件としては、最高温度条件、最高温度評価条件と、あと人の近づき得る表面の最高温度評価条件というのがございます。
0:36:23	右側の最低温度評価条件というのは 0kW、マイナス 20 度ということでありますんでこれは熱解析をやるのではなくて、
0:36:32	マイナス 20 度ですよというのが、評価結果になるものでして解析をやるものではないです。
0:36:38	最高の評価条件と 1 の近づける最高の評価条件の違いというのが、太陽熱放射があるかないかというところが違いになります。
0:36:49	ミウラ特別の試験条件はですね、非定常の解析をやります。
0:36:54	葛西前河西前の状態から、火災後は、火災時ですね、火災時で、周囲が 800 度の温度で、それを 30 分継続します。
0:37:07	そのあと、温度を 38 度に戻して、
0:37:12	見ていくというような規定上の計算を行います。
0:37:18	25 ページをお願いします。
0:37:22	情熱解析の結果を示したものになります。
0:37:28	表、このページの左側がですね一般の試験条件、
0:37:32	でございます。
0:37:34	17 年度収納時の結果と 15 年度を合わせて書いてますけれども、
0:37:39	最高温度としましては、ほぼほぼ同じような温度が評価されてございます。
0:37:48	あと、近接表面っていうのはありますけどもここがですね、先ほど 24 ページでご説明した人の近づき表面の最後部評価条件で評価した結果でして、
0:37:59	記載しているのは緩衝体表面の最高温度が一番高くなるということで記載をしてます。
0:38:07	あと 11 にですね記載してますけれども、
0:38:10	人が近づき得る表面の最高の評価条件の結果、
0:38:16	書いてますということと、
0:38:18	あと、該当がイベントトラニオンの温度はそれぞれ 90 度とは 103 度、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:24	になっておりまして、規則で要求されてる 85 度を超えていますけれども、ここは近接防止金網をつけて輸送するということをしますので
0:38:35	この近接防止金網の運動というのは 66 度で、申請書の中で評価しておりますけれども、
0:38:40	66 度以下になるので、一番高い温度となるのは緩衝体表面ということで、
0:38:46	82 度というのはその緩衝体表面の温度と、
0:38:50	いうことになります。
0:38:53	右側の特別の試験条件の結果ですけれども、こちらはですね
0:39:00	右の、
0:39:01	真ん中ぐらいにグラフがありますけれども、15 年度収納した時の温度変化のグラフですね。
0:39:09	800 度に上げた瞬間に該当。
0:39:12	がですね急激に温度が上がっていって、30 分経過後エンドウずっと下がっていくと。
0:39:19	一方燃料集合体とかバスケットというのは、30 分間の間にピークを迎えるのではなくて徐々に温度が上がっていって、最高。
0:39:30	となる温度が、
0:39:31	大体 23.1 時間後になるんですけども、
0:39:34	その温度の評価結果というのを、上の表に示しております。
0:39:42	衛藤基準値というのがございますけれども、これに対して 1 ヶ所ですね中性子遮へい材のみが基準値を上回っている結果になります。
0:39:52	17 年度収納時、
0:39:54	15 年の下地ともに 700 度ちょっと超えるということで、
0:39:58	これが 180 度の基準に対して超えてますけれども、これに関しましては中 1 ですね。
0:40:04	ええ。
0:40:07	入ってます。受電遮へい材のですね、オチですねこの外足不足分の中性子遮へい材がこの温度になりますけども、
0:40:16	フタミと底部はそれぞれその基準値を下回ってます。
0:40:20	最高使用温度を超えるんですけどもすべて失われることはないと、いうことで、搭載解析では保守的に密度をですねすべての密度を、
0:40:32	基準の密度を半分に減少させて、かつ臨界解析ではこの中性子 0 点をして評価を行っております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:41	新年度 15 年度の差異というのはもう本当的にはほぼありませんので、結論のところは変わるわけではございません。
0:40:52	それと 26 ページをお願いします。
0:40:58	26 ページ。
0:41:00	ただですね、29 ページにかけては遮へいに関する部分なんですけれども、
0:41:07	ここはですね先ほどご説明させていただいた通りですね、DOT3.5 コードから、MCNP少し見直しの方させていただいてまた改めてご説明の方させていただければと思っております。
0:41:19	ので、またその際にご説明させていただきますけども、ざっとだけご説明しますと、まず 26 ページですね、社会的な収納物使用の
0:41:29	条件でございますけども 17 年度と 15 年度合わせて、ここに示しておりますが、これはですねMCNPⅤコードになろうが同じものを使用しますので、
0:41:40	これはないですね記載している内容というのは、町道の評価で用いたものと同じものになります。
0:41:51	27 ページに行っていただいて、27 ページ。
0:41:55	遮へい解析のモデルと評価結果になります。
0:42:02	モデルのところはですねまた追って別途ご説明の方させていただきたいと思いますけれども、緩衝体自体はですね、ついてますてますけれども、
0:42:14	遮へい体として壊せずに、線量当量率を評価するための位置、距離ですね、距離について考慮するということ。
0:42:25	それから先ほどご説明したですね、中性子遮へい材のですね、
0:42:30	質量減損ですけども、一般の試験条件では、ちょうど自重堂 2.5%を考えるんですけれども、特別な試験条件では密度半分に減らして評価をする。
0:42:41	それからあと 1 メートル貫通による貫通孔っていうのを模擬していると、ちょっと
0:42:48	それがですね 28 ページ 29 ページに、
0:42:52	記載しておりまして、
0:42:55	まず 28 ページを見ていただきたいと思いますけども、
0:42:59	28 ページからですねこれロットのちょっと 3.5 号炉のモデルですので、将来MCNPに変わりますが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	5.3. 5 の場合ですね、この左側のモデルが東部側のモデル 2 人で右側が底部場のモデルでこれを二つに分割して評価をしてるんですけれども、
0:43:18	これのですねカンショたのところですね、赤色で塗っているのが通常の輸送時の緩衝体系で、一般の試験条件時では、緩衝体が変形した状態を仮定を想定しますので、
0:43:33	0.3 メートル赤字の変形を考えていると。
0:43:37	菅さんの表面の距離がこの位置になるということですね。
0:43:43	29 ページが、同じく 15 年度収納時の特別の試験条件のモデル。
0:43:51	ということでこちらのモデルでは、緩衝体が大変形しますので、緩衝体自体を、そのものをとっぱらって虫にすると。
0:44:01	あと、先ほど貫通孔を模擬するということ。
0:44:06	ましたけども、1 メートル貫通試験というのは特別の試験条件では、
0:44:12	要求されておりまして、9 メートル落下試験に加えて 1 メーター貫通試験の損傷の程度を考慮すると。
0:44:19	赤枠で囲っている部分がですね、1 メートル貫通棒の上にキャスク開かした時に変形し得る。
0:44:27	範囲ということで、外灯とですね、この中性子束部中性子遮へい材。
0:44:33	ここが抜ける可能性があるのでここにですね貫通孔を、
0:44:37	開けて評価を行うというのが、特別試験条件の
0:44:42	モデルになります。
0:44:46	評価結果は 27 ページに示しておりまして
0:44:50	概ね一緒ぐらいなんですけれども、
0:44:53	若干 10 番エンドウの
0:44:55	部分が高くなるところがありますので、表面と、
0:45:00	あと特別の試験条件下での 1 メートル評価の点ですね、ここが少し高くなりますので、評価結果としては、その範囲を反映したと。
0:45:09	いうことになっております。
0:45:15	続いて 30 ページから 32 ページに示しているのが臨界解析。
0:45:22	内容です。
0:45:25	30 ページがですね、臨界解析の収納物使用の条件でして、
0:45:31	こちらもですねちょうどずっと同じ収納物の使用ですので、ちょっと字でお見せしたものと同じものです。
0:45:42	31 ページが解析委員会解析のモデルの
0:45:47	説明済みです。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:50	左下に臨界解析の縦断面図と横断面図を並べておりますけれども、
0:45:57	解析コード自体は、ちょうど所ちょうどでご説明したものと全く同じで、大部分の条件はちょうど同じになります。
0:46:06	貯蔵と変わってくるのがですね、
0:46:11	燃料集合体の
0:46:14	燃料棒ピッチの変化というのを、磯側で考慮しております。
0:46:19	31 ページの四角の枠で囲っているところのですね、下から二つ目ですけれども、
0:46:26	9 メートル落下時における燃料コウノ変形を考慮して、1 メートル、支持格子ワンスパン間の燃料棒ピッチの変化を考慮すると。
0:46:35	いうところが一つございます。
0:46:37	それから一番下にですね安全側の道路には 5000、
0:46:41	立方センチメートルの水が均一に分散していると仮定すると、
0:46:45	いうことで、こちらちょっと注意書きに書いてある理由の通りですね、基本的に蓋部が厳然なので、真ん中に水が入ってくるという状態は、
0:46:56	ないんですけれども蓋数で若干の漏えいがあった時にですね、15 メートル浸漬っていう特別の試験の条件の中でのサノ条件なんですけども、
0:47:09	評価した経過 5000 を保守的に 5000 立方センチメートル水が入ってくるというところが結構、して評価をしているというのが
0:47:19	貯蔵側との違いになります。
0:47:22	15、17 年度と 15 年度っていうのは
0:47:26	ちょっとご説明した通りですね、5 号の計上。
0:47:31	等のプロパティ条件が違うぐらいで、基本的にはということは同じになります。
0:47:37	考えている補正とかですね、モデル化の考え方ってのはもうすべて同じと思っていただければと思います。
0:47:46	32 ページになりますけれども、臨界の
0:47:50	燃料、
0:47:53	棒のですね。
0:47:54	Headもルーについて、入れを入れております。
0:47:58	先ほど、
0:48:00	燃料集合体のですね一番下側の支持格子ワンスパン管の変形の、
0:48:05	パターンとして、変形を考慮すると言いましたけども、そこのパターンとしてですね、燃料棒が一番ちっちゃくなるような、ピッチが最初にあるパターンと、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:16	あと、真ん中がピッチ変化なしでは健全な状態。
0:48:19	右側がピッチが一番大きくなる期日拡大させた場合のモデル条件になります。
0:48:27	この三つを評価しているということです。
0:48:31	Aトレンが医賠責の評価結果は、下の表の通りでして、17 年度に比べて 15 燃料はわずかに小さくなりますけれども、数字としては難聴な値の方が大きいので、
0:48:44	適合性のところではこのチューナー結果をお伝えしていると、いうことになります。
0:48:53	すいません、続いて 33 ページですけれども、
0:48:56	経年変化の考慮のご説明です。
0:49:01	33 ページの上の、一番上に書いておりますけれども、
0:49:06	添付書類 13 の小Fにつきましては先行設計承認に対して負債があるということで、
0:49:12	その際というのは下に書いております二つの矢羽根のところになります。
0:49:19	矢羽根の一つ目ですが、構成部材と使用済み燃料の最高温度、
0:49:24	それから照射量がに違いがあります。
0:49:29	あともう一つは、燃料の経年変化要因として、
0:49:34	熱の曜日に要員を、
0:49:36	運用で考える必要がある燃料の評価の手法抗力の算定結果になります。
0:49:43	それぞれ
0:49:45	下の方で説明に記載してまして。
0:49:47	まず①番、最高温度についてです。
0:49:52	構成部材の温度ですけれども、
0:49:56	表に示しております通り、
0:50:00	本申請っていうのが、
0:50:02	17 年度と 15 年度両方とも収納するパターンでして、
0:50:06	全厚承認設計書が 17 年度のみですね。
0:50:10	で、この両方の燃料を収納した場合でかつ、貯蔵時と輸送時の温度が最も高くなる温度というのを、長期、経年変化のコードの中では査定温度としております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:26	ざっと見ていただきますと、本申請の方が若干低くなってまして。で、15年度が収納されていることだけではなくてですね、これ除熱に関しては、
0:50:40	貯蔵時の様態ですね、ちょうど時の温度が最も高くなるんですけども、ちょっと事務部として本申請では横尾大城なんですが潜航設計承認や縦置と、
0:50:51	いうことで貯蔵時の方に差異があるので、少し差異がついているということになります。
0:50:59	続いて 34 ページ、お願いします。
0:51:04	次にですね②番、照射量です。
0:51:09	照射量はですねこの表に示しておりまして、これを遮へい解析の結果から続けるものでございます。
0:51:19	17 年度 15 年度収納していて、会報を記載しているということになりますけれども、これに関しましては先行設計承認はすべて
0:51:30	DOT3.5 コードで計算されてますけれども、衛藤茂呂先生の方では
0:51:36	植物の方は、インフィニティファイブコードでやっていて、今、
0:51:40	将来差し替えさしていただきますけども今イソダの方ではDOT3.5 になってますので、
0:51:45	MCNPが高い場合もありますのでその場合の、子供債というので照射量の差異が生じていると。
0:51:52	いうことになります。
0:51:55	最高温度とですね、照射量違いはありますけども、基準値に対する余裕という観点では変わらずで、評価結果自体にはもうまた同じというふうな判断で、
0:52:06	その条件が少し違うということになります。
0:52:12	最後③番ですね燃料の経年変化要因。
0:52:16	して熱における燃料被覆管の集合抗力の算定結果でございます。
0:52:21	2 日司の周方向力というのはですね評価基準が 100MPaと。
0:52:27	いうことで、100 万メガパスカルかつ、275 度以下というのがございます。
0:52:35	これに対して周方向力っていうのを評価していくわけなんですけども、評価方法自体はですね先行設計承認と同じやり方でやっております。
0:52:46	計算式というのはこの表の下に書いてある、ウィークエンドのし内圧を受ける図面等の式でございまして、この式を使って評価しています。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:58	ここでの評価では保守的にですねいろいろ評価を進んでおりまして、一番大きなものとして年齢床の肉厚ですけれども、
0:53:08	照射後の腐食減肉、これは照射物の炉内の照射なんですけども炉内で10%、
0:53:17	それからかなり保守的に積んでるんですけども、職員に考慮した結果として、記載しているものになります。
0:53:28	以上はですね、衛藤安全が 15 年度収納時の安全評価の江藤概要でございました。
0:53:37	最後ですね 35 ページをお願いしたいと思いますけども、
0:53:41	これまでご説明させていただいた内容を踏まえまして、型式死刑の
0:53:48	申請からですね、
0:53:50	設計承認申請の引き継ぎ事項というところを示したものになります。
0:53:58	これに関しましては審査会合の中でもですね、
0:54:03	輸送時に取りつける緩衝体についてとか、審査範囲外であることを踏まえて、
0:54:10	申請書の本文の方に今引き継ぎをします。
0:54:14	ためにですね記載の方を検討することというのがございまして、
0:54:18	まあまあ我々考えているのがですねこのページに示している。
0:54:22	いうような形でございます。
0:54:25	申請書の本文 8.2、
0:54:28	2 ですね。
0:54:29	組織設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の条件。
0:54:34	ということで、施設側で使う場合にですね、こういう確認が必要ですよというのが、幾つ上がってるんですけどもその最後に
0:54:44	設計承認の
0:54:47	申請を、
0:54:48	設工認申請までにすることということがあって、
0:54:52	その際の確認事項という形で、
0:54:55	今、
0:54:57	引き継ぎ事項を記載。
0:54:59	したいと考えてます。
0:55:01	引き継ぎの内容としては、今六つほど挙げておりまして、一つ目がですね、これ猪移送緩衝体を、
0:55:14	条件等ですね使用条件に係るものなんですけども、
0:55:17	磯坂の際ですね、添付書類 13 の輸送の会社では装着して、

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:25	専用積載として、所要のマイナス 20 度以上で実施することということと後以上の中で示している使用予定年数 60 年。
0:55:34	それから使用予定回数が 10 回であるということ。
0:55:38	これ使用条件ということでこれが記載が必要かなと思ってます。
0:55:44	それから②番がですね、これ輸送用緩衝体の
0:55:49	熱による経年変化のに係る事項なんですけども、
0:55:54	使用する際は輸送容器の使用履歴を蓄積して輸送前に、理想的な仕様図、使用履歴収納物の発熱を、輸送時に想定される環境温度を踏まえて、オークランドが概ね実績のある温度の範囲内で、
0:56:09	こういうことを確認したとニュースを行うことということで、
0:56:12	経年変化の評価の中でご説明している内容ですね、これを改めて
0:56:19	今後の確認事項ということでこちらを引き継ぎ事項として、リリースをあるとして入れております。
0:56:28	それから③番からですね⑥6 番に関しましては、
0:56:36	検査に係る
0:56:37	検査の中で時期を正確に
0:56:41	工務部と関連するものと、
0:56:43	いうことで挙げさせていただいてまして、③番に関しては
0:56:48	先ほど申し上げた近接防止かなあ。
0:56:52	太陽熱放射の内容、
0:56:54	条件で輸送中人が地球に近づくことができる、表面温度が 85 度以下であることというのが要求とありまして、これを超える場合というのは近接防止金網を装着して輸送すると。
0:57:07	いうことになりますので、これがわかるのが損害検査の本部測定検査になりますので、
0:57:12	ちょっとこれは必要かなということです。それから、
0:57:16	④番については
0:57:18	この規則の中でありました。
0:57:21	外観計算ですね、宮城開封されないということを説明するために、
0:57:26	設けたものです。
0:57:28	⑤番も、これも規則適合性のために必要なですね、
0:57:33	表面密度、
0:57:36	アノ限度以下であるということを確認するための検査と、
0:57:39	もうやって、これを確認すること。
0:57:44	ほか最後が、発送前検査での収納物検査で、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:48	必要なもの以外のものが収納されないということを確認すること。
0:57:53	ものを挙げてございます。
0:57:58	指導ですね岩盤規則については以上、
0:58:03	でございます。
0:58:11	はい。規制庁松野です。
0:58:14	岩野。
0:58:15	木曽委員の確認、質問事項に移りたいと。
0:58:19	ちょっと私の方から 2 点ほど確認したいんですけども。
0:58:23	まずパワポ資料NO、3 ページ目 2、
0:58:28	審査対象とする部品設備があって、
0:58:34	今回その型式指定のところの緩衝体が、遺贈用貯蔵用、それぞれ、
0:58:42	三角印がついてあってそれの注意書きが、
0:58:45	2 に書かれてあるんですけども、
0:58:49	ここの、
0:58:51	同じ三角であっても、
0:58:53	注 2 の書きぶりを見ると、
0:58:56	貯蔵用と輸送用では、
0:59:00	後段規制の申し送り事項の内容がちょっと違うのかなと。
0:59:06	まず貯蔵用の緩衝体については、
0:59:10	今、
0:59:14	必要な
0:59:17	性能のところの示す、多分、
0:59:20	安全解析を今実施中で、
0:59:23	後程多分示されるかと思うんですけども、
0:59:27	貯蔵用の緩衝体についてはもう添付、
0:59:32	書類 13 に書かれてある仕様通り、作ることとなってるので、
0:59:38	基本、もうそれ通り作ってないと駄目だっていう申し送り事項になってる。
0:59:43	ですけど、
0:59:46	そこは貯蔵用に対しても、
0:59:50	申し送り事項ってのは輸送用と同じような申し送り事項として考えてるっていう理解でよろしいですか。
1:00:00	はいえと三菱サイトウです。
1:00:02	灯油貯蔵の緩衝体をですね輸送の緩衝体とは申し送り事項を書いております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:08	異なります。
1:00:10	貯蔵用緩衝体に関しましては性能要求ということで、こういう性能を持つ緩衝体であることと、
1:00:18	輸送の方では使用構造を限定したものを使うことと、いうことにしております。その背景ですけども、
1:00:29	輸送の方はですねもう要件が一施設によらずですね、一つに固まっているわけなんですね。
1:00:37	機械運搬規則という中で、
1:00:39	ですんで、もう設計が一つで済んでしまうんですけれども、通常の緩衝体というのはですね、貯蔵施設によって、想定される事象が変わってくると思うんですね。
1:00:51	事業会社の設計というのはそのそれぞれの、
1:00:55	一応な性能というのが、瀬野とか
1:00:59	性能が変わってくると思いますんでそれに応じた設計をするということが想定されます。
1:01:05	ですので、清野衛藤性能要求、キャスク本体の
1:01:10	性能が維持されるような乾燥タイという戦略に
1:01:13	とどめておきまして、輸送の方はより具体の個別
1:01:18	の
1:01:18	特有のです。
1:01:20	緩衝材の使用とするという違いを設定しているということになります。
1:01:30	規制庁松野です。
1:01:32	今の説明では、その貯蔵用緩衝体は、使用する事業者によって、環境なり、
1:01:43	キャスクの取り扱い方が異なる。
1:01:46	ていうことで、
1:01:48	でもそこは大体どこの施設で取り扱っても大体同じ条件が、いちいち適用されるのかなとは、思うものの、そこの点はまた、今後のヒアリングで、
1:02:00	ちょっと確認したいと思います。
1:02:06	輸送用緩衝体については、
1:02:09	わかりました。
1:02:12	でちょっと 2 点目ですけども、ちょっと 4 ページ目のところの、
1:02:19	添付書類 13 の構成と審査範囲で、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:23	その参考としているこの八章に小参考のところでこの参考の位置付けが、
1:02:32	ちょっとそれぞれ違うのかなと思うんですけど。
1:02:35	まずそのは庄野参考のところは、
1:02:39	先ほど何かガイドに沿って、
1:02:42	安全設計に合致した。
1:02:45	その容器の保守と取り扱い方法を示すものでっていうこの合致っていう意味なんですけど、
1:02:52	ほぼこの楽器を用いてる意味合いはもうほぼ、
1:02:58	条件付与に近い合致なのかなと思うんですけども、
1:03:03	そこはでも、この内容を見ると、もう、
1:03:07	臨職事業者に定められてるっていうのもあるんですけども、
1:03:12	どこまでこの八章の書かれてる内容が、
1:03:16	原子力事業者の方に対して、
1:03:21	そのバッチっていうところの、
1:03:23	文言を、
1:03:28	何て言うんすかね。
1:03:30	厳粛事業者の方で守らないといけないっていうところは、何か考え方があるんでしょうか。
1:03:40	三菱の齋藤です。
1:03:42	ちょっと具体的に八章でどんなことを書かれているのかっていうのをちょっと説明させていただきたいと思いまして資料 1－3 の
1:03:51	分を見ていただきたいと思うんですけれども、お手元ございますでしょうか。資料 1－3 の、
1:03:58	資料はですね送付させていただき二つに分けさせていただいたんです、後半の部分になりますが 510 ページ。
1:04:18	よろしいでしょうか 510 ページになります。ちょっと待ってください。
1:04:33	西田 510 ページです。
1:04:44	はい、お願いします。
1:04:47	はい。
1:04:48	もう大体ヒダの右も同じなんでまとめて説明しますけれども、とは小のですね冒頭に一番ありますけども、
1:04:59	輸送物の安全設計に合致した標準的な取り扱い方法についてき記述するとともに保守条件を記載するという始まりがあります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:09	まずですねポツということで核燃料輸送物の取り扱い方法というのが示されます。
1:05:16	これ飛ん上から読んでいきますと、装荷方法ということで発電所での仮置の受け取り、燃料装荷の準備作業、
1:05:26	ということで実際にキャスクをですね船から吊り上げて江藤原子炉建屋の中に搬出してきます。仮置きの上下干渉で外しますと、
1:05:39	除染場への移動ということで、料金を立て起こして、
1:05:46	そのあと燃料プールへ移動する。
1:05:49	プールへ移動するした時には一次蓋二次蓋三次蓋を外して、
1:05:57	容器に水を入れてから、容器自体をプールにつりおろすと。
1:06:03	次に行っていただいてそのあと、燃料の装荷作業、構内輸送準備作業ということで、ここではですね、エンドウ、
1:06:13	そのあと出す前の作業というのが入ってきて、原子炉建屋から、ちょうど施設に輸送する際の作業が書かれております。
1:06:27	次の 512 ページに行きますと、次貯蔵方法。
1:06:32	乾式貯蔵施設での取り扱い。
1:06:36	それから町道、
1:06:39	それが終わった後、輸送物として、発送、
1:06:45	されるんですけども発送前準備と。
1:06:48	線先行設計承認の場合はですね、こっから直接
1:06:53	再処理工場行くんですけども、
1:06:56	アノ先生の場合はですね職業体が、貯蔵されてて輸送状態ではないので、
1:07:03	変わらないので、それをですね一旦原子炉建屋に持って 30 ムタを輸送に 30%で交換してから、輸送状態にしてそっから再処理工場に
1:07:14	行きますんで、最初にコウダオク手前の、
1:07:18	状態がちょっと異なります。
1:07:20	最初に工場へ輸送するということで、
1:07:25	あと 513 ページでは再処理工場の中での取り扱い。
1:07:32	514 ページもその続きですけれども、
1:07:36	ここで結局は記載事項というのはですね、原子炉発電発電所の中で燃料集の装荷する際の、
1:07:45	取り扱いと、
1:07:46	あと
1:07:48	外に予想する。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:51	までの作業。
1:07:53	あと、再処理工場での作業と、
1:07:56	ということで、
1:07:59	事業所外での運搬の前後の取り扱いが記載されているんですね。
1:08:06	今この規則適合性というのは
1:08:10	そこは知ってる磯っちゅうのですね。
1:08:13	状態で運営を想定しが事象となってくるので、実際ここに書かれてある内容は、ダイレクトに
1:08:22	規則適合性に直結しているかというとそう、そうではないと。
1:08:27	いうふうに考えております。
1:08:32	次、次のですね、500。
1:08:36	16 ページ。
1:08:38	2、核燃料輸送物の発送前検査というのがございまして、ここの部分は、規則適合性の関係がするものと思う。
1:08:48	考えてます。
1:08:50	発送前検査として、517 ページの検査をやりますって書いてます。
1:08:58	517 ページと 518 ページですね。
1:09:03	で、外観検査、つり上げ検査重量検査等とあるんですけれども、先ほどちょっと引き継ぎのところで申し上げた、
1:09:10	外観検査、表面密度検査、収納後検査後温度検査の中で、
1:09:18	なんかは、適合性に関わる部分があるのでここは
1:09:24	この内容というのが、
1:09:26	規則適合性に、
1:09:28	合致していないといけない。
1:09:32	あと続くのはですね、
1:09:36	紙発送前検査以外にですね、貯蔵中に行う検査、
1:09:43	であったり、
1:09:45	等、
1:09:48	最後の方に、
1:09:51	聞きますと、
1:09:58	500、
1:10:00	28 ページ。
1:10:03	原になりませんコガ保守。
1:10:06	の話があったりというところがありますけれども、
1:10:11	ここ検査、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:13	どうするのかっていうところがございまして、
1:10:18	実際は事業者さんの方で定められる内容になりますけれども、
1:10:27	参考に近いのかなと思っております。
1:10:31	はい。以上でございます。
1:10:36	起こりましたと。
1:10:40	ちょっと最後 35 ページ目のこの設計承認申請の引き継ぎ事項なんですけども、
1:10:47	ここで①から⑥まであって、①の話は緩衝体の装着の話で、
1:10:56	実際そこはもう、その添付時書類 13 に示す仕様通り、作ることと、
1:11:02	それの後の、
1:11:05	専用積載として、周囲温度の話と、
1:11:09	容器の使用年数と回数の話があるんですけども、
1:11:15	これも今、10 回と、60 年間 60 年は多分、
1:11:20	貯蔵期間と多分同じの、その年数を書かれてるのでいいんですけど、
1:11:26	この 10 回っていうのは何か、
1:11:29	もう型式指定の段階で、
1:11:33	その条件として、
1:11:35	付す必要がある条件なんですか。
1:11:40	はい。衛藤三菱サイトウです。
1:11:42	この 10 回っていうのはですね、
1:11:46	使用済み燃料を収納してから、輸送に至るまでの回数を 1 回としては 10 回位が使えますよっていう意味です。
1:11:58	この 10 回っていうのは
1:12:01	保障ですね
1:12:03	の中で、疲労評価っていうのやってるんですけども、そこの疲労評価の回数に上限として用いられます。
1:12:12	事業者図とか見ましても、ここ、この 10 回設定していれば、
1:12:18	いいのかなということを考えておりまして、向こうはもう 10 回ぐらいでというので、
1:12:24	江藤、問題ないと考えてますので、この内容にしてございます。以上です。
1:12:32	あ、わかりました私から以上 10 回ですけど、何か 10 回って何、何か
1:12:39	何か死亡量を、
1:12:47	うーん。
1:12:58	今櫻井さんご質問でしたか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:00	すいません私他の設計承認の申請者とかも入れて、もうほぼみんな 10 回ですよね。すいませんほんと白アノ輸送の審査の素人。
1:13:11	目で見て、10 回って何
1:13:15	皆さん決められてるのかなって単なるちょっと疑問、今回の型式だったらほぼ設計承認から持ってきてるっていうので、それはいいんですけど、すいません、単に輸送の設計処理のときに、
1:13:29	10 回でそれはぎりぎりの 10 回なのか、本当は 2、3 回なんだけど、多く見積もって 10 なんだよねっていう。
1:13:38	とか、そういうのって、どういう感じなんですかね。
1:13:43	三菱サイトウです。
1:13:45	輸送専用の容器であればもっと回数っていうのは普通を設定されてますけども、こちらの目的が使用済み燃料貯油槽ということで、
1:13:54	頻繁ニーズをすることが前提にあるものではなくて、基本的には貯蔵スルー、長期間貯蔵することがありますので、
1:14:03	事業者さんではないのであれなんですが
1:14:09	予算としてそんなに回数をぎりぎりまで使うという考えはないと思ってまして、さっき、先ほど櫻井さんがおっしゃったような、
1:14:17	感じで載せてかなと考えております以上です。
1:14:37	規制庁の 35 です。
1:14:40	まず資料 1－1 っていうのは、介護用の資料を、
1:14:45	になるということですかね。
1:14:51	はい。磯辺サイトウです。すべて介護用の資料なんですが説明は 1－1 を使って説明させていただく予定です。
1:14:59	はい。まずこちらについて確認させてくださいというか、季沙飯野
1:15:05	なんかもうちょっとこうした方がいいんじゃないかなというところも会合資料の一番最初にトップに出てくるし、プレゼンテーション資料だと思うので、言います。
1:15:15	2 ページ目の投資カクウが上下あって下の方に項目、6 条第 11 条ってあるところの適合性説明事項のところですけれども、
1:15:25	6 条 11 条もともに核分裂性輸送物のというところから始まってるんですけども、第 6 条で言うならば、核燃料輸送物のの方が、規則の文章に関していると思いますので、
1:15:40	検討してはいかがでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:45	はい。三菱重工齋藤です。ありがとうございます。感反映させていただきます。もうちょっと言うと、基準を満足する設計であることを示すっていうことなんですけども、
1:15:55	あえて設計っていう言葉を選んだのか。
1:15:59	規則では、ものっていうふうに言ってて、設計に限らないっていうふうにしてるので、その辺もよく考えた方がいいんじゃないかなと思います。
1:16:09	続けて三瓶Gなんですけどもすみませんちょっとこれ何度も、
1:16:13	聞いてやっぱりちょっといまだに理解が追いつかないところがあって、申し訳ないんですけれども、
1:16:19	申請者側が申請範囲ですって示すのはわかるんですけれども、申請者側が何で審査対象ですっていうのを決めて言うんですかね。
1:16:37	三菱サイトウです。
1:16:40	型式証明の頃からですね審査範囲についてはいろいろとここまで含めていいのか含めて駄目なのかって議論がありまして、我々はこう考えますっていうので、
1:16:53	審査範囲という申請範囲、審査対象というふうな言葉を使わせていただきますけども、
1:16:59	我々の考えがこうで、
1:17:04	藤市長さんはそれをうんと言うか言わないかということで、ちょっと言葉遣いが確か適切じゃないのかもしれませんけども、今、ずっと前から
1:17:14	こういった表現をさせていただいてます。
1:17:16	それでは申請者が行っている申請範囲、イコール審査対象と考えてるっていう意味。
1:17:22	で受け取ったらいいんですかね。
1:17:29	三菱の齋藤です。そうですねちょっと申請範囲と審査対象っていうのがちょっと定義づけができてないので、誰かなと思ったんですが、
1:17:42	そうですね同じ意味でして申請範囲と審査対象って、同じような使い方をしておりまして、
1:17:55	他の表では主にその部品設備を示してますので、審査してもらえ。
1:18:03	かつ申請している範囲でありかつ審査してもらえるか。はい。というふうに、すいませんちょっと。
1:18:08	そういった意味でつけております。
1:18:35	規制庁の審査ちょっと気になるのが、
1:18:40	申請範囲及び審査対象っていう言葉が一つならいいんですけど、たまに、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:46	たまにというか例えばこれの中にでも、
1:18:48	マルは審査対象であることを示す。
1:18:51	てなっていて、
1:18:53	丸は何か
1:18:56	何か言葉がどういうあれなのかなと申請範囲外審査対象外っていうのとか申請範囲内だけど審査対象じゃないみたいなんかいろんな条件がよくわからないんですよね。
1:19:10	で何を言い、三菱ですいません。
1:19:13	ちょっと、ちょっともうちょっと補足させていただきます。まず、型式証明型式指定年申請範囲高浸水、
1:19:23	審査、審査、まず組織、特定兼用キャスクというのが審査対象になっていて、ですので申請範囲の中、審査範囲の中とし、
1:19:36	申請している範囲としては、特定兼用キャスクではないので緩衝体は外れますっていうことなんですね。
1:19:43	だけども、緩衝体っていうのは条件として、申請をしてますので、申請範囲ではないんですが、審査の対象というんですかね。
1:19:54	条件を見ていただくという観点で、審査の対象になってますということで、会社に関しては審査対象っていう言葉で表現し、
1:20:06	してもおりました。
1:20:08	確かにその定義に当てはめてちょっと中期、
1:20:11	ちょっと若干、
1:20:12	書きぶりがちょっとまずいところがあるかなと思いましたので、ちょっと直しすんはさせていただきたいと思います。
1:20:30	キャスク公開図特定兼用キャスクんのってなったときに、どこが今回の型式として審査するところなのっていうのが多分、前、
1:20:40	前のチームから指摘とかがあって、とりあえずここの本、主に本体の部分が主。
1:20:48	シーン、申請範囲、さっき齋藤さんがおっしゃっていたやっぱ、附属品が結構あったり、
1:20:58	許認可とかの方だと周辺施設とかも入ってきちゃうんで、そこら辺の区別をするために多分この用語がこう使われたんじゃないのかなと。
1:21:07	想像するんですが、
1:21:16	はい三石です。そうですね。阪井さんおっしゃっていただいたような形でちょっと、
1:21:22	言葉が出てきているということになります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:26	以上です。
1:21:34	それでですね先ほど言った続けて言いたかったのが、
1:21:40	モニタリングポートカバープレートを、
1:21:43	なんですけど、
1:21:45	これは輸送時にしか使わない方のこと。
1:21:49	でしたっけ。
1:21:54	三菱斉藤です。はい。
1:21:56	二次ムタの上につけられるものでして、貯蔵時の際はニジブたですねカバーはつけないです。
1:22:06	カバーのうんん中に何があるかっていうと貯蔵中はですね圧力計が取り付けられるので、その圧力計から外に出す配管がつくのでポートカバーはつけられないんですね。
1:22:20	輸送時はそこへ出しますんで、その圧力計を外して、その蓋をリングがついた蓋をつけて輸送するという、
1:22:32	形になります。以上です。
1:22:35	はい、規制庁さんもですね、輸送用括弧輸送用綴じ(3)渋田も輸送に使うときの 30 分と。
1:22:43	でいいんですよね。書いてある通り、
1:22:47	ツツミサイトウですはいその通りです。
1:22:52	すいませんちょっと多分何度も説明していただいたんでしょう、いただいたような気もするんですけれどもちょっとまたわからなくなってしまったところで教えて欲しいんですけども。
1:23:02	輸送時、型式指定の輸送時のところで輸送括弧輸送用と自覚緩衝体が三角で、括弧輸送用 30 の方が 0 でモニタリングカバープレート 0 で、
1:23:15	これの分けってどういうふうに意味付けしたんでしたっけ。
1:23:25	入れと三菱サイトウです。
1:23:27	型式証明の際のやりとりの中で決定いただいたと、いうことなんですけれども、まず
1:23:36	緩衝体ですね、緩衝体っていうのは特定金融キャスクを衝撃から守るっていうふうなことが
1:23:46	用語の使い分けとしてされてますので会社とは外れるんですね。ただ、衛藤さんねぶたに関しては、特定兼用キャスクではないという明確なところが、
1:23:56	ありませんでした。
1:23:57	もう、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:00	何が決め手になってというところになるとあれなんですけどもまず 30 分たっていうのはですね郵送時においては、これがないとですね密封境界の主要な部材になりますんでこれがないと。
1:24:13	説明、適合性が難しいよねっていうのが、当時、
1:24:18	規制庁さんの方から言われてたことで、それをかんがみて、特定兼用キャスクの中に、グルーピングされて落ち着いたというふうに、
1:24:29	ちょっと記憶では、
1:24:31	認識しております。
1:24:33	以上です。
1:24:38	A規制庁さんのですけども、今後それを忘れないように、その説明を、
1:24:44	忘れないようにしておいていただければいいのかもしれませんけども、
1:24:48	ここで示す丸とか三角とかの違いとかを示す注 2 のところに、何か
1:24:54	緩衝体は兼用キャスクとして皆、法令の文章からみなせないのでこうなってます。ただ、蓋は兼用キャスクと言えないこともないのでこうなってますみたいな、何かそういう説明をしといた方がいいんじゃないかなと思うんですけど。
1:25:09	どうですかね。
1:25:12	三菱サイトウです。了解しました。ちょっと資料の注記のところにですね、もう少しその具体的な、
1:25:19	その分類の、
1:25:21	部分を記載する、いたします。
1:25:25	規制庁さんの前それか、多分多分というか周辺施設っていうふうなのと、その特定兼用キャスクっていうので、それが分けられてるんだっていう説明だったのかもしれないんですけども数、もしはそっちの方で正しいんですかね。
1:25:46	そうですね。周辺施設っていうのはもう明確でして、
1:25:52	貯蔵用緩衝体数は第あと圧力センサー温度センサーですね、輸送用緩衝体っての厳密に言うとちょっと周辺施設ではなくて、
1:26:00	輸送につけられるものですので
1:26:04	多分この周辺施設っていうのは、貯蔵側で用いられるものに、
1:26:08	当てはまると思いますんで、会社等は、急いの会社では多分、
1:26:15	ダイレクトに結びつかないと思うんですけども同じ経営キャスクを保護するためのものという位置付けで今ちょっと直営緩衝体に合わせて入れてるんですけれども、
1:26:27	そういう意味でちょっと外れてます。はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:31	規制庁マツノですが、ここのその考え方は当初その型式証明の申請時は、この横尾沖というのは輸送荷姿で出てきたんですけど、いろいろこの
1:26:44	理想に菅田のこの横置の状態を下見、
1:26:47	細かくつ突き詰めていくと、そもそも緩衝体は、磯委員、菅田の緩衝体は、外運搬規則に適合してないと、これは認められませんよっていうところで、
1:27:00	そうすると、特定書、その型式の証明でえられるその範囲というのは、
1:27:06	そこの緩衝体っていうのは除かれますねっていうことでこれ周辺施設の方に、
1:27:11	いる。
1:27:12	移って、
1:27:13	もう集う用緩衝体トリソ予感正体っていう定義が、そこでその形証明の審査の中でだんだんこう位置付けられていったっていうのが、そもそもの経緯だったかなとは思いますけども、
1:27:31	そもそもこれが輸送の横置きのキャスクであれば、それ自体が多分型式証明の緩衝体も含めた、多分、
1:27:41	は、審査、申請の範囲、審査の範囲になったかと思うんですけども、
1:27:46	そこがもうそもそもその外運搬適合性ではない、その輸送荷姿のその貯蔵姿勢だったので、
1:27:54	そこはもうその緩衝体も分けざるをえなかったっていうのが、
1:27:59	当時の
1:28:02	経緯だったのかなと思いますけども、
1:28:05	もしちょっと私の認識が違ってればちょっとお願いします。
1:28:08	いろいろ言っていただければと思いますけど。
1:28:15	はいそれ、
1:28:17	でいくとですね参事ムタもそうなんですね参事豚もう町道は見抜く強化を
1:28:26	そして、機能してなくて、30 メーター必ず
1:28:30	和泉菅田は変わる設計になりますんで、30 分とも輸送用緩衝体緩衝体と同様にですね、
1:28:39	理想の姿とは異なってくるということになるので、
1:28:42	宗参事ムタも、その範囲じゃないんじゃないかというふうになるのかなと思ってまして。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:49	ば言葉の定義ですね審査ガイドの方だったと思うんですけども、緩衝体が特定兼用キャスクではないっていうのが、最終的な恩恵だったのかなと。
1:28:59	思っております。
1:29:01	以上です。
1:29:17	はい。規制庁さんもですね、こういった、
1:29:21	いろんな話がある中でっていうところ。
1:29:24	最後、最後、木暮委員が一番聞きたいっていうかどういうふうに位置付けていくかっていうのを何か、また混乱してしまってるっていうところなんですけども。
1:29:37	輸送用の緩衝体は、申請範囲外審査対象外の部品であるけれども、
1:29:44	輸送規則への適合性を示すために、
1:29:48	審査に含める。
1:29:50	ですよね。
1:29:52	ていうふうにも、申請者側考えているということで、
1:29:56	審査に含めるのに審査対象外っていうこの何か矛盾したようなところを、
1:30:02	納得されてるんならばいいと思うんですけどもっていうぐらいで、
1:30:08	それを
1:30:10	ちょっとはこの資料から外れてしまうんですけども、
1:30:14	申請書本文の中 2、
1:30:18	輸送用の緩衝体っていうのは、兼用のキャスクとしての機器の指定はされないけれども、審査を受けたんです。
1:30:28	ていうのを、
1:30:30	指名してもらわないと。
1:30:35	審査のしようがなくなるんですよね。申請されたものを審査するので、
1:30:40	何かその辺今、本文直せってずっと昔に言った後、どういうふうに直すのかってまだ話をしてないので、
1:30:48	へえ。
1:30:50	これからの話だと思うんですけどちょっとそれを頭に入れておいてください。
1:30:55	で、ちょっとこの会合のて使うと思われるプレゼンテーション資料の、
1:30:59	話を続けてしていきたいんですけども、よろしいですかね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:06	はい。すいませんちょっと注意書きのところですね見直させていただきますちょっと申請範囲外であって、申請審査対象外の部品であるかってのはちょっとやっぱりちょっと、
1:31:17	まず間違った表現かなと思いましたので、審査で見たミイに含めると言っている上審査対象外という表現を間違っているのかなと思いましたので、ちょっとそこを改めさせていただきます。
1:31:28	以上です。
1:31:29	規制庁さんはちょっとどういうのがいいのか私もう、すぐに答えはわからないので引き続きお願いします。で、この資料のですね。
1:31:39	細かいところも含めてちょっと順番にいきますので、6 ページ、いいですか。
1:31:50	よろしいですかはいお願いします。
1:31:53	輸送容器構成部材の材質及び形状っていう言葉が使われてるんですけれども、
1:32:00	輸送用キーの設計とかを見るにあたっての規則の中で使ってる言葉っていうのが、構造及び材質なんですね。
1:32:10	そこはなんか合わせてもらった方が理解が同じになるのかなと思うんですけど。
1:32:14	ちょっと形状って言われる等、
1:32:17	外観外から見たのは同じでも、内部構造が違うみたいな例えば溶接通が効率 1 なのか、0.5 なのかみたいなそういう差があって、形状同じですみたいな言われると、
1:32:29	ちょっと評価する評価を見る上で、何か違うものが出てきたら困るんですけれども、という。
1:32:35	構造と言ってしまえば、
1:32:38	もちろん形状も入りますし、例えば溶接郡通ちゃんと無アノ完全取り込みの溶接ですっていうようなところとか、一体成形しますというものはあるかもしれませんけれども、
1:32:48	評価する上で連続してるものとして評価するっていうようなところが導かれると思いますので、このあたりの言葉の使い方をちょっと考えていただけませんか。
1:33:00	三菱斎藤です。ありがとうございます。検討させていただきます。
1:33:10	規制庁さんがですで、
1:33:12	技術上の基準に関しての説明のところはちょっと補足の資料とかでもあるので、ちょっと飛ばしたいと思いますけども、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:33	24 ページ。
1:33:36	いいですかね。
1:33:41	はい。よろしくお願いします。上段の表のところ特別の試験条件火災時の周囲環境条件の周囲吸収率 0.9 括弧中とじ括弧であるんですけど、
1:33:53	この中はどこで説明されてるんでしょうか。
1:33:59	三菱さん、すみません中がちょっと注意書きが抜けているようでしたので、
1:34:04	記載内容としては市の申請書に書いてあるものと同じなんですけれども、ちょっと追記
1:34:11	訂正させていただきます。
1:34:15	これあれですよね告示で定められてる条件ですっていう意味のことでいいんですよね。ちょっと今、プレゼン資料しか見てないんであれなんですけど。
1:34:28	はい火炎の放射率なんですけれども、ていうのを示してますよっていうのが、申請書には書いてありましてそうですね求められているものはそういうものですので、
1:34:42	その内容を記載させていただきます。
1:34:51	はい。それで 25 ページ目、次のページなんですけども、
1:34:56	熱解析をやって最大温度が出ていて、基準値、
1:35:03	ていう形で示されてる、このやり方なんですけども、
1:35:15	何かいつもこういうふうに言う感じで書いてるんでしたっけ基準値って。
1:35:20	いうふうに、
1:35:27	施工場所を装備では、基準値と比較
1:35:31	表ではないんですが
1:35:34	評価表長になってまして比較をしてます。
1:35:38	ちょっと基準を満足するっていうのが、まとめではなくて、他の
1:35:48	甲斐関井に、こちらも反映が必要なものは反映するとかですね、それぞれちょっと比
1:35:55	まとめ方としては議題によって違うところがございますんでちょっと基準を満足することだけではないと思いますんでそこは、
1:36:04	ちょっと見直しをさせていただきたいと。
1:36:08	今思いました。以上です。
1:36:12	熱解析で出てくる温度自体には、基準は特にない。
1:36:16	ですよね表面の温度とか見るときはあるアノ基準っていうふうにやると思うんですけど、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:24	これを元に何か構造とか評価するとき 2、
1:36:28	持つ温度を持たない温度みたいな。
1:36:31	ていうことを続けていくっていうことで、特にここで、
1:36:36	何か全部に対して基準がどうのっていうことじゃないと思ったんですけどそれは同じ理解でいいですかね。
1:36:48	一部ですね基準と比べて、問題がないとかっていうのが、まとめるところがありますので例えば、ボーリングですね、オーニングの運動に対して基準以下ですねと。
1:37:03	ですので、密封性能が失われることは、
1:37:08	ないという結びになっていくの。
1:37:11	郷。
1:37:15	はい。
1:37:16	特別な試験条件であれば、
1:37:19	オーニング同じですけども、
1:37:23	中性子遮へい材であれば超えているので、その超えたことについて遮へい解析で、に反映していますというですね、次への繋がり、
1:37:35	を示すっていうのが結びになっている部品が、
1:37:38	ございます。
1:37:41	ちょっと部品によって言ってることが結びの言葉は変わってきます。以上です。
1:37:46	はい規制庁さんもですけれどもそういったところを一つの表にまとめようとしてるのは何かいいのかもしれないんですけども、
1:37:55	何か見る人によっては、
1:37:57	何て言うかねセンセーショナルというか、
1:38:02	何か勘違いをしやすいような感じで、注意書きに書いてありますって言うのかもしれないんですけども、まず最初に見るところ、勘違いをされてそのまま進んでしまうと。
1:38:12	理解が追いつかなくなる恐れもありますので、
1:38:15	そのあたり、よく考えた方がいいんじゃないかなと思います。
1:38:21	説明サイトウですありがとうございます。そこはもう少し見直し直して、誤解がないようにしたいと思います以上です。
1:38:29	26 ページなんですけども、すいません。これもちょっと私の勉強不足なのだったんですけども、
1:38:36	遮へい解析のときに諸機能食道を濃縮の下限値にするっていうのは何ででしたっけ。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:47	釣サイトウです。江藤野内工藤
1:38:50	同じ燃焼度まで、
1:38:53	燃やして、
1:38:55	同じ冷却期間、
1:38:58	冷却させるんですけれども、燃やす際にですね、濃縮度が低い方が、同じ燃焼度を燃やすにあたってですね
1:39:08	高熱を
1:39:11	行う回数というのが、より多く必要になってくると。
1:39:16	そういった場合、赤チンアクチニドの発生が大きくなって、言うたらウラン235 を綺麗に燃やすものに対し、
1:39:28	より多いものをゆ多く燃やすものに対して、回数が多くなってくるのでよりFPが増えてくると、いうことになりますので、
1:39:39	線源強度なり、発熱量というのは、高くなってくると、発言する。
1:39:45	とかですねあとガンマ線そこまででではないんですが、特に中性子線がですね、増えてくるという傾向がありますので、除熱解析遮へい解析用としては、濃縮度は最低、
1:39:58	値を使って評価しております。以上です。
1:40:01	はい、ありがとうございます。それでいくと、
1:40:05	濃縮度の下限値というのはどこで定めているんでしょうか。
1:40:12	三菱齋藤です。
1:40:13	首藤の黄砂というのはわかった、わかっておりまして、その公差を、これを保守的にですねさらに丸めて、設定をしております。以上です。
1:40:25	規制庁さんのですけども、安全解析書の中とか収納物の使用はこれを満足しねばならないっていう時に、
1:40:33	4 点にウエート%以下というところを、
1:40:37	定めた。
1:40:39	時に、
1:40:40	下限値、
1:40:44	これからはわからなくて、収納物の条件として本来下限値も決めてなきゃいけなかったのかなと思ったんですけども、安全解析書の中どこかにいやこういうふうになって決まってるものなのを決めているものなんですとかって書いて、
1:40:58	ありませんでしたっけということなんですけど。
1:41:04	三菱サイトウです。大変なところです。
1:41:09	もう製造がこれで、これこれでっていうふうに、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:17	SAR安全解析書で言うと衣装にはですねその情報は含まれてません。
1:41:23	あくまでもオリゲン計算をやる際に、この濃縮度D、下限値を使ってやってますよっていうのが遮へい解析なり除熱解析のところで出てくるっていうのが、
1:41:36	これまでの申請書の流れていますかって、同じようにしてるということでいいですかね。
1:41:44	そこにきちんと使用条件を基に記載してありますということで、
1:41:50	はい資料の下限値自体は申請書の
1:41:53	遮へいのやつはどこに書いてます。
1:42:01	はい。次に、規制庁さんはですね次にですね 33 ページなんですけども、
1:42:15	これもちょっと次の補足資料のナカノ見ところでも出てくるので、ここで言わない方がいいのかもしれないんですけども、
1:42:23	ちょっとメモをしてしまったのでここで言います。
1:42:27	今回の
1:42:29	その申請型式の指定の申請のあれが、
1:42:34	横置なので、
1:42:37	県長期健全性を見るときの温度条件を横置時間で出してます。
1:42:43	ていう理解をしたんですけども、これはまず正しいですかね。
1:42:50	三菱の齋藤です。
1:42:52	はい。横尾希衣ちょうどじゃ横置ですので、それで評価をしてます。はい。以上です。
1:43:00	規制庁さんもですねそうすると、
1:43:04	取り扱いの時とか 2、何か縦置時間は何時間未満みたいな制限とかって出るんですかね。
1:43:13	何を言ってるかっていうと横尾木田の縦置だのにしなくたって、
1:43:17	厳しい方で、長時間厳しい時間、最大時間かけても、長期健全性問題ないっていう評価のはずなので、わざわざここで横置貯蔵の温度は、
1:43:29	現行よりこうなんて低いんですとかっていう意味はないんじゃないかなと思うんですけども、何か意味あるんですかこれ。
1:43:39	三菱サイトウです。
1:43:41	型式指定申請はですね横置に限定をしております。
1:43:47	盾を聞いちょ増納アノ評価をしていないということですね。
1:43:52	縦置が厳しくなる条件もあれば条件によっては立て受け厳しくならない可能性もあってですね。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:01	また的なまず結果がないこと自体から迷うコーキーのみしか使わざる使うのか知らないという
1:44:09	そういうことになります。以上です。
1:44:15	規制庁さんもすいませんもっと確認したいんですけども、横置きにしてるときと縦置きにしてるときがあって、
1:44:23	どちらが熱的に厳しいかっていうのは明らかにはならないんですか。
1:44:31	三菱の齋藤です。
1:44:33	縦置きする場合ですね縦置きで、隣にも同じようなキャスクが林立して貯蔵されている場合は確実に、
1:44:44	羽賀の確実に片手沖野が厳しくなります。ただ、横置貯蔵の、
1:44:50	取り扱いの過程で、縦置きになっている状態がですね、それ、それをずっとその状態でずっと貯蔵しているわけでもないんですけども、その場合っていうのは周囲に、
1:45:03	キャスクっていうのがないので、その場合はそこまで厳しくないと、横木町の場合は、衛藤主任横尾主事にもですねキャスクがちょうどされている状態で考えてますので、その影響というのが、
1:45:17	1 期だけで活躍されてる場合というのは、影響がないので、そこはもう報告書の方が厳しいというふうに考えてます。以上です。
1:45:28	A規制庁さんもですそれですでにある先行の設計としてMSF24P型というのが、ある電力事業者がとっていて、
1:45:39	その設計と同じです。ただ 15、15 燃料を収納物として追加してますっていうような、
1:45:46	見方をすると、
1:45:49	0 から見るよりも、審査プロセスが改善されるというふうに考えてますということを、
1:45:56	指定の申請の最初の方にお話して、
1:46:00	1510 を入れたっていうところだけを見て、菅。
1:46:06	プロセスを改善したい。
1:46:08	そういうことですよ。
1:46:10	そうでなければ、
1:46:13	より、
1:46:14	何て言うんですかね、見るべきところというか見方が変わりますよという話をしたと思うんですけども。
1:46:21	この、
1:46:23	何で

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:25	すでにある設計がいろんな条件をかんがみても、長期健全性を評価する上でこういった条件をしておけば問題ないっていうふうに結論づけられているところを、
1:46:36	何か置き方とかいろいろ考えて、わざわざ個別に評価を付け加える必要性はないんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりいかがですか。
1:46:51	続けて言いますとそういうふうに条件をもって、個別に評価するっていうんであれば、
1:46:58	先ほども最初にありましたけど参考扱いにしている、取り扱い方法とかをきっちり定めた上で、その条件に乗っのった上での評価ということになりますので、
1:47:10	あの部分を参考として扱えないんじゃないかっていう話にもなるんですけれども、
1:47:19	書類としては参考っていうふうになるのかもしれませんけれども、安全解析のこういった安全性の評価をする上ではそれは前提条件なので、守らなければならない必須事項っていうふうになるんじゃないかなと。
1:47:37	話が戻りますとすでにある設計にMMSに 4 基、それに 1055 燃料を入れた、括弧Sですっていうふうに見るとすればですよ。
1:47:50	それ以外の条件というのは全部同じなんですということで、改めて、
1:47:56	細かい、
1:47:58	確認というか、妥当性のか、議論をする必要はないんではないかなというところなんですけれども。
1:48:21	金、江藤すいませんちょっと考えてるところ続けて申し訳ないんですけれども、
1:48:26	今、プレゼン資料の後に話します。要は、
1:48:32	輸送で言ってるSAR安全解析書の方の話に移るときに、
1:48:39	MSF24pっていうのをやって 1050 を追加しただけっていうふうに、できるんであれば、
1:48:46	もう、
1:48:47	細かいところをあえて変えないほうが、
1:48:52	いいんじゃないですかね。
1:48:54	というお話です。別にそうしろとは言いませんけども、
1:48:58	その方が、
1:49:00	審査しやすいって思ってもらえるんじゃないんじゃないですかという、
1:49:10	三菱、佐藤です。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:13	江藤。まず
1:49:16	そうですね貯蔵時の姿勢が違うというところなんですけども、もちろん貯蔵時の姿勢が同じであればそういうことが、そういうそれにとって、
1:49:26	伴う結果というのがあるので、申請書の中でも、もう温度も同じですっていうふうになってくるんですけれども、やっぱり多分その横をキーで貯蔵することだけに限定してしまっている以上、
1:49:41	その縦置きの温度がこの温度ですっていうのが言えなくて、その先行設計承認と同じ温度であるってのはどこから来てるんですかという、
1:49:51	ことになろうかと思ってますので、ちょっとこの再興運動のところですね、最初はどうしても数字が違う数字になってきているのかなと。
1:50:03	ただ
1:50:05	比べているのはこの運動が基準値と比べてどうかっていうことですので温度の違いはありますけれども、その評価の仕方ですね、基準値と比べるっていうところ。
1:50:17	やり方というのは同じですのでそういった意味で審査をいただければなというふうなところがございましたし、
1:50:24	あと、同じこの長期健全性に関しては除熱だけ、温度だけではなくて照射量の、
1:50:31	話もありまして、照射納涼については先ほど申し上げた通り、
1:50:37	DOTコードではなくてMCNPⅤコードで、評価結果をウヤ評価をしてその結果を使った形で申請と。
1:50:46	組織姿勢の中で輸送と貯蔵どちらもMCNPⅤコードで評価した値というのを使用していきたいと考えてましてそうなってきますとここも、先行設計承認とはちょっとか差異が出てきますので、
1:50:59	そこの部分は、個別にちょっとやっぱ見ていただくような形になるのかなという。
1:51:05	全体通して、一部、若干そういうところがあるというのが出てきてしまうのかなと思っております。
1:51:12	以上です。
1:51:14	規制庁さんもですけれども、ちょっとMCNPⅤの話を置いておきますんで、ここで、
1:51:22	今までの評価もそうなんですけども、
1:51:25	すでにあるMSF24pっていうのを評価した時の、
1:51:31	条件というか、基準とかに、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:36	同じでないものは違う末というふうに言わざるをえないのかもしれませんけれども、例えば 1055 燃料を入れて、
1:51:44	1077 燃料を入れてんのんも含めるんですけども横置にしても縦置き状態で評価したものに包絡されますっていうような、結露を何か書いておいた方が、
1:51:57	いいんじゃないですかね。
1:52:00	長期健全性を見るのに温度条件と時間っていうことを考えるときに、
1:52:05	1077 と 1055 の発熱量を同じで、
1:52:10	横置よりも縦置の方が温度が高くなるっていう条件であれば、すでにあるMSF24Pの評価の内容を変える必要はありません。
1:52:19	ていうようなことを、
1:52:21	説明されたらいかがなんでしょうか。
1:52:27	三菱の齋藤です。
1:52:29	はい。今おっしゃっていただいた内容っていうのは記載した方がいいかなと今思いました。
1:52:36	そういった差異があっても、包絡されるとかですねそういった関係性を説明するわかりやすく説明するような形でちょっと見直しの方はさせていただきたいと思います。
1:52:47	以上です。
1:52:53	はい。すいません。ちょっと遮へいのところまた後で、
1:52:58	話したいんですけども、35 ページのところも、
1:53:02	引き継ぎ事項っていうところでちょっとよくわからないところあるので何を引き継ぐのかっていうのいろんな議論があると思いますので、一つだけちょっと確認しておきたいんですけども。
1:53:15	この設計承認申請の引き継ぎ事項として 8.2 とかって後に(9)っていうのがあって、
1:53:23	この内容っていうのは、どっかに、
1:53:27	規定しされてったものなんでしたっけ。
1:53:35	何で説明三菱のサトウで 2、設計承認を。
1:53:39	取らなきゃいけないっていうのが、
1:53:43	何か引き継ぎされなきゃいけないのかなと別に順番なんかどうでもいいような、
1:53:49	ところ。
1:53:51	だと思うんですけども、何か、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:53	ガイドが何かそういうのはあったんでしたっけすいませんちょっと申し訳ないんですけど。
1:53:57	何をもってこう言ってるのかなっていう。
1:54:02	三菱重工さんです。この順番というのは、規定されてると思います。設工認する前、前には輸送容器の設計承認が終わってないと。
1:54:12	いけないっていうのがありますので、
1:54:16	これ、この内容をこの引き継ぎ事項に書かないといけないわけではないんですけれども、
1:54:24	型式証明の段階でですねこの内容を入れさしていただいて、
1:54:28	指定の中でも同じように、含めているということになります。以上です。
1:54:34	すいません引き継ぎ事項じゃなくて、指定を使おうとした時にそういうふうに言われるよっていうだけであって、
1:54:43	何ていうんですかね何か。
1:54:47	別にしての通知を使ってか、設工認しなきゃいけないわけでも何でもないっていうような、何か、
1:54:55	ここに書くべきなのかっていうのがよくわからないっていうところなんですけども。
1:55:00	書かなきゃいけないんですかこれって。
1:55:06	三菱斉藤です。衛藤。
1:55:09	なくても、当たり前なので、
1:55:14	もともとこの赤字は書いてなかったんですけどもこの受けることっていうのは
1:55:19	書かなくてもいいんですけれども、型式証明では記載しておこうと思って今入れておりますので、
1:55:27	それをしてでも同じように書いているということになります。
1:55:44	はい。あと、
1:55:46	この確認をする。
1:55:49	以下を確認することみたいないろいろ書いてあるっていうこの確認をすることっていうふうになってるんですけど。
1:55:58	何かこの通りであることっていうことじゃないんですかね、確認をするとかではなくて、
1:56:08	三菱重工さんです。
1:56:10	そうですね確認をすること。
1:56:14	今おっしゃった内容、
1:56:18	ですね。はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:20	確認をすることが適切ではない。
1:56:24	かもしれません。はい。以上です。ちょっとすいません法令の文章でそういうふうになってるんだったらそっちに合わせたほうがいいと思うんですけども、ちょっとそちらの方は見てないので申し訳ありません確認してくださいそこは。
1:56:36	ていうふうに何か誰かに何かをやってもらいたい時に確認してくださいって言って結果がどうかっていうと、別だと思うんですけど、指定の時にこの条件が満たされなかったらそもそも申請できないので、
1:56:47	何か、
1:56:47	ちょっと違うんじゃないかなというところです。
1:57:05	プレゼン資料って、私からは以上なんですけども、あと、ありますか。
1:57:22	すいません資料の 7 ページの先行設計承認書との差異で、構造解析のところで、1000 ケース、一番、
1:57:35	右側の備考のところでですね、設計承認は、
1:57:39	設計建設規格のクラス一井支持構造物の規定を適用してて、金属食うキャスク構造規格の中間胴の規定はなんちゃらかんちゃらで、差異は小さいってあるんですけどここら辺の、
1:57:52	差異を示してるのが後ろにあるってことですカネコの。
1:57:58	そうです。
1:58:01	この説明が、22 ページってことでいいんですかね。
1:58:09	資料 1－4。
1:58:14	三菱斉藤です。今ご指摘の部分についてはパワポの資料の中にはその差異が小さい説明は入れておりませんでして、
1:58:24	別紙、資料 1－2 の 1 個、1－2 一番後ろに 2 枚ほど別紙II1 っていうのを入れておりましてそこにさを
1:58:37	入れております。
1:58:40	すいません。これ、一番、20BC1－2 か。
1:58:45	そうですか。ここは別紙 1－2、それからZ折りの後全然気づいてませんでしたすいません。
1:58:57	ここのですね、
1:59:04	西尾チーフ。
1:59:11	別紙 1 の 2 ページ見ていただきますと中間胴とクラス 1、C構造物の
1:59:19	設計基準値を比較してまして、ページ納涼カッコ一番 2、一般の試験条件、両括弧 2 に特別の試験条件等ございますで、
1:59:31	一般の試験条件については、評価項目に対する基準というのは、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:37	全く同じなんですね。
1:59:40	ただ違うのが、特別の試験条件になりまして、これ中間胴とクラス 1 構造で若干、
1:59:50	その旧基準の
1:59:53	FTであったり 1.5 フジイという違いがあるんですけれども、
1:59:59	そのF
2:00:01	ラージFですね大きいFっていうのがもう違っておりましてそれが表の下に、
2:00:08	記載しております、中間胴のFっていうのはSu値なんですけれども、
2:00:13	そういう値または 0.7SEと 1.25Syのちっちゃい方なんですけども、クラス 1C構造物だと、SEではなくてプレゼン 7S1.25 サノちっちゃい方ということで圧縮応力に関してクラス 1 支持構造物と同じなんですけども、
2:00:30	ホアシ効力以外は違ってて、
2:00:33	結果的にその許容基準のFTと書いてフジイというのは違うんですが、旧基準値としてはこの丹十河の場合ですと、
2:00:42	わずかに違いが出てるぐらいと。
2:00:46	いうことになります。
2:00:50	その際は以上です。
2:00:57	ありがとうございます。
2:01:08	私もですねここの 7 ページ、パワポの 7 ページ
2:01:15	その文章のちょっと意味がちょっとわかんなくて、
2:01:19	先行成型承認申請書との主な差異の欄の二つ、構造解析の二つ目のポツの文章なんですけど、
2:01:32	何とかの設計基準を、
2:01:37	金融規格の中間胴の規定を適用って書いてあるんですけど、
2:01:42	この文書は、
2:01:45	この日設計基準、
2:01:48	そして中間度の規定を適用してるってことなんですか。
2:01:58	はい。衛藤三菱サイトウです応力を評価する方法というのは同じなんですけども、それを比べ、それを処理して
2:02:08	暴力を比べる際の基準。
2:02:11	一応、中間胴を使っていますということ。
2:02:16	です。
2:02:17	以上です。
2:02:20	すいませんちょっとこの別紙 1 のを見ると、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:26	もうここにも書いてありますけど、この金属キャスク食うの規格には、あれですね、設計基準値の記載の記載がない。
2:02:40	ムロイがあって、
2:02:43	そこは、中間度と同様に日本用今日、
2:02:50	支持するものではないんですけど、支持する構造であるから、
2:02:55	中間度と同様に、金属キャスクの中間度の規定を適用していると。
2:03:01	て書いてあるんですけど、中、中間胴の規定はあるんですか。
2:03:10	西条です。はい。金属キャスク構造規格において中間論が、の規定があります。
2:03:18	で、金属キャスク構造規格ではですねこの中間胴というのがですね、密封容器をですね、
2:03:25	支持するというような位置付けで、規定されてるんですけども、ここに関しては本キャスクの場合はですね密封容器を支持するものでは、
2:03:40	ないですね特に
2:03:42	街灯とかですね、レジンカバーっての該当するものではなくて、多機能としては中性子遮へい材を保持する。
2:03:51	金融の構造ということで、中間胴として扱うということで実際金属キャスクを近くにないので、どれかに照らし合わせるという意味では、
2:04:05	少し上位グレードになると思うんですけども、中間胴を使いますということで、
2:04:11	この考え方はですね、
2:04:14	先行先行の施設の方で提供されたものですけども、それを取り、同じように取り入れて、
2:04:24	そうしてるので輸送の方でも合わせて、
2:04:30	でございます。
2:04:31	以上です。
2:04:34	また何か音声が乱れてきたんですけど、
2:04:38	ちょっと私のは理解したのは、この設計承認は、こちらの方は、密封ではなくて、
2:04:50	遮へい材を、
2:04:53	保持する構造、支持構造物として、設計建設規格クラス 1 の支持構造物。
2:05:02	この基準を使ってるんですけど、
2:05:06	このアリイ型地域指定の方は、これは密封容器ではないんだけど、
2:05:15	念のために密封容器の基準である。

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:19	金属構造キャスクの中間胴の基準を使ってるっていうことですか。
2:05:27	三菱斉藤です。今音の方大丈夫ですかね。
2:05:32	はい大丈夫です。
2:05:34	今、
2:05:36	はい金。
2:05:38	衛藤。
2:05:39	これあの町道貯蔵側、技術基準規則適合性説明で行っている側と同じような、同じ説明を磯側でも、
2:05:49	しておくということです。
2:05:54	町道側の方では金属キャスク構造規格を、すべて金属キャスク構造規格で統一してるんですね。
2:06:01	現存キャスク構造規格で唯一が実施したいのが該当。
2:06:06	とかの、この中性子遮へい材を保持する部分でして、それは中間胴を使っていますと、本来、金属キャスク構造規格では中間度っていうのは密封容器を、
2:06:17	保持する部材という位置付けにされているんですけれども、密封容器ではなくてですね、密封容器は別にあるんですが、密封容器の規格に東京アノ日、保持するのが中間胴です。
2:06:30	機能としては女性者遮へい材を保持するだけの構造なんですけれども、密封大きい。
2:06:38	後方にするっていうところと
2:06:42	構造的な考え方を、にてるというところでして、中間胴の方を採用していると。
2:06:49	いう考え方になります。
2:06:53	以上です。
2:06:56	わかりました。わかりましただちゅうか運度は、密封容器としてのCG機能が必要なんで、こちらの方は、
2:07:08	金属キャスクの基準を使っていて、それで中間度ではないですアノ分、その他の部材については、
2:07:19	この密封容器ではないので中性子遮へい材の支持機能であれば良いので、それで、
2:07:29	矩形承認では、
2:07:31	そちらの方和智金属キャスクではなくて、設計建設規格のクルーのクラス１の支持機能で、
2:07:39	設計してるんですけど、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:41	こちらの
2:07:44	あの形機の方は、
2:07:47	本来は、中間土居以外のものは、
2:07:51	金属、
2:07:56	金属キャスクの基準は使う必要はないんだけど、
2:08:00	それも使っていますってそういう意味ですか。
2:08:10	磯部齊藤ですねと、その金属キャスク構造規格を使わないといけないというわけではない。
2:08:17	ですけども、金属キャスク構造規格に密封容器、
2:08:23	バスケットトラニオンっていうところは合致したものがあるんですけれども、中性子遮へい材を保持するものは金属キャスク構造規格では合致するものがないと。
2:08:35	クラス実施構造物の規定をこれも合致するわけではないんですけれども、し、中性子遮へい材を支持するもの、保持する構造っていうことで、
2:08:48	クラス 1 支持構造物を、
2:08:51	これまで使ってたんですけれども、
2:08:54	すべて金属キャスク構造規格で統一した方がわかりやすいということで、
2:09:02	中間胴に当てはめて、中間胴の滴を適用したっていうのが、貯蔵側ですね。
2:09:09	これまで総輸送側でも、クラス 1 構造物やってきてたんですけども、貯蔵側でそうしたので、貯蔵場に合わせて、
2:09:18	既規定をすべて金属キャスク構造パンフレットを統一した。
2:09:23	ということになります。
2:09:25	ますけどもいかがでしょうか。規制庁の藤浅木ですけど
2:09:29	どちらの基準が厳しいんですか。
2:09:32	クラス 1 の支持構造物の期間の規定と金属キャスクキャスクの規格の基準、どちらが厳しいんですか。
2:09:45	家田三菱サイトウでそれを説明、それがですね別紙 1 の、
2:09:51	2 ページ。
2:09:52	になりまして、
2:09:55	許容基準として、一般の試験条件は、同じになります。特別の試験条件はわずかに差異があるんですけども、ややクラス 1 支持構造物の方が数字としては、

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:09	次、許容値の方、数字が小さいので、少し暮らし絞るのは、厳し目になります。
2:10:16	9 割のそうすると基準としてはユリを使うって言ってるってことですよね。
2:10:26	泉さんですはい。数字としてはそうなります。
2:10:29	これはそれで
2:10:32	もともと、だから、そういう金属キャスクには、密封能あれですね支持機能の、
2:10:39	規定はありますけど、その中遮へい材の支持機能の規定はないっていうことですよね。
2:10:49	厳しいサイトウです議論を進められてきてますけども、現時点で規格になっているものはないという、
2:10:56	ことで今後それが追加される可能性はありますけど、現時点ではありません。以上です。規制庁のトガサキでその時にクラス 1 で今までやってたのを、今回ちょっと緩めることになると思うんですけど、
2:11:11	そ
2:11:13	企画の値がいいっていうのはこの 1.5 でだと思うんですけど、
2:11:22	1.5 っていうのは
2:11:26	これはだから、どういうふうに見ればいいのかっていうのはわかりますかだから、
2:11:32	金属キャスクの方は特別な試験条件は 1.5 はかからないわけですよね。
2:11:41	クラス 1 の方だと 1.5 がかかる。だから、特別な試験条件っていうのは、こういう層の条件ですよね。
2:11:50	それで庫数 1 っていうのは多分原子力施設の基準だと思うんですけど、
2:11:57	1.5 の意味合いっていうのはわかりますか。
2:12:05	はい。三菱サイトウです。
2:12:08	ご指摘の通りでして特別の試験条件で、中間胴っていうのはその特別の試験条件といわれる基準がございます。クラス 1 支持構造物については、キャスクの規格ではないので、供用状態Dの規格になります。
2:12:24	中間胴とクラス 1 支持構造物のちょっと比較をしてみたいと思いますけども、引張能力ですねこれは基準基本になってますんで、Aと中間胴の、
2:12:36	供用基準はFTとなってます。このFTっていうのは、ラージF01.5 になります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:42	右側のクラス 1 支持構造物は 1.5FTD＝ラージFなんですけども、それぞれ中間胴と、この設置支持構造物でこのラージFの値が違います。
2:12:56	下の注を見ていただきたいんですけれども、中間胴に関しましては、F、ラージFは、引張応力の場合は、Suなんですね。
2:13:06	ですので、Suを 1.5 で、
2:13:10	終わった数字も安全率ですけども、1.5 で割った数字。
2:13:14	Saを基準にしますんで、破断しなければ良いっていう考え方に余裕が、
2:13:21	ついたものになります。
2:13:23	一方クラス 1 支持構造物っていうのは、本ラジエ縁が通した中の下に書いてます通り、0.7SNと 1.25Syの小さい方。
2:13:35	これ小さい方は 1.25Syになりますので、
2:13:40	なります。で、
2:13:42	数字としては、だからこのSは
2:13:45	ベースにならない。
2:13:46	てるという考え方で、それに 1.5 倍がかかってくると。
2:13:52	SaSym高いSUの方を 1.5 で割ってるのが中間度で、
2:13:59	黒瀬イシイ構造物の場合だと、この 1.25Syに、
2:14:03	1.2 をSIがそのまま来る。
2:14:09	ライフ
2:14:11	な自負が 1.5。
2:14:13	してないんですけど、これ
2:14:16	一般一般の試験条件の
2:14:19	F、FT1 っていうのは、ラージFある 1.5 なんですね。
2:14:25	それに 1.5 倍しますんでラージFになると。
2:14:30	だから、クラス 1 支持構造物はこれ 1.25Sy。
2:14:35	中間炉の方はSuを 1.5 で割った数字と、
2:14:39	SUとSyの、
2:14:41	の違いっていうのがあるんですけども結果的にその許容基準値っていうのは、
2:14:47	大体これぐらいになるという
2:14:49	その規格の
2:14:52	COCOコードの
2:14:54	考え方の違いですね、特別の試験条件、中間胴は破断しない。
2:15:00	は破断しなければいいという考え方があるのと、クラス 1 支持構造物はSYに多少余裕が載っているというところの違い。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:15:08	がー
2:15:10	違いとしてはあります。以上です。
2:15:13	はい。わかりました。それで、
2:15:16	今日供用状態のDっていうのは、輸送の場合は特別の試験条件
2:15:25	だ、金属構造区規格では、
2:15:29	供用状態Dは、
2:15:31	輸送の場合は特別の試験条件っていうになってますか。
2:15:39	はいなっております。
2:15:48	すいません規制庁さんもですけれども、金属キャスク今日構造規格の中に、
2:15:54	その輸送の特別の試験条件に合致するみたいな記載ってあったんでしたっけ。
2:16:07	解説の中に、
2:16:10	特別な試験状態。
2:16:13	と供用状態Dの関係とかっていうのは、
2:16:17	書かれてる完全イコールっていうふうに書いてあります。
2:16:32	すいませんちょっとあの、手元にですねその解説の部分があれば判断できるんですがちょっと今手元になくて、
2:16:40	その完全イコールかどうかっていう確認がちょっと今できないですすみません。
2:16:46	はい。
2:16:53	ちょっとですね大瀬藤和崎ですけど、
2:16:58	正しくはちょっと私得るものでは、金属構造キャスクの規格の中にも、供用状態Dっていうのがあって、
2:17:08	貯蔵という層があってその輸送の場合は、特別の試験条件が、貯蔵の場合は、地震ですね
2:17:19	Ssの地震とかという、
2:17:22	農学学なんか書いてあったと思ったんですけど、
2:17:26	そうそうゆえに対して、
2:17:32	あれですよね供用状態Dっていうのはだからクラス 1 はこれが地震の方ですよね
2:17:40	それで金属キャスクの方は、特別の試験条件。
2:17:46	だったと思うんですけどでも金属キャスクの貯蔵もあるから、あれですね、貯蔵もあるんで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:53	両方考慮しないといけないような気がするんですけど、これ全部特別の試験条件だけにそろえちゃっていいのかっていう。
2:18:03	ことなんですけど金属キャスクの規格上は、
2:18:08	どう、どうなんでしょうか。
2:18:28	すいません。三菱重工サイトウ江藤。
2:18:32	今ちょっと金属キャスク構造規格を一応現行見てまして、解説の中に、特別の試験条件は供用状態Dと、
2:18:44	金属キャスクの状態として特別の試験条件というのが、輸送時あってそれは供用状態Dですと。
2:18:50	貯蔵時においては
2:18:53	地震時も、供用状態ですというのがあって今日状態で繋がる。
2:18:58	してます。
2:19:00	ただ、金属キャスク構造規格の中で、供用状態Dに対しては、
2:19:08	地震時とですね、
2:19:12	それ以外の荷重が作用するときで、京王基準の値が、
2:19:17	変わってきてましてその差異が
2:19:22	別紙 1－1 表で入っている際に、
2:19:27	なります。
2:19:31	短期金属キャスク構造規格の中で短期繰り返し果樹。
2:19:35	ていう言い方をしてるんですがそれが地震時になってまして。
2:19:39	それ以外の荷重とか衝撃荷重とかが入る場合っていうのは、
2:19:44	その場合それぞれそこに違いがあります。
2:19:48	ですんで中間胴とクラス 1 支持構造物は地震のときは、
2:19:53	許容基準値は全く一緒になるんですけれども、
2:19:59	地震以外の供用状態Dの状態では異なってくるという違いでございます。どうぞ、規制庁の鳥羽です。すいません地震の時、
2:20:12	これはどちらで地震時じゃない時はどちらなんですか。この別紙 1－2 の一番下のところなんですけど、
2:20:34	すみません、少々お待ちください。
2:20:42	すいませんじゃちょっとですね、まず検知
2:20:48	金属キャスクのこの規格でどういう規定になってるのかっていうのと、それと、
2:20:57	その中で、密封の方は基準があるんだけど、その密封以外のところは、基準がないっていう話と、そうすると、何を使うのが適当かというので、
2:21:12	クラス 1 支持構造物。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:16	の方を、
2:21:19	使ったときに、そういう幾何の基準が変わってくるとも思うんですけど。
2:21:25	そちらそちらが多分緩くなってくると思うんですけど、今まではどういう整理で、
2:21:33	麻生、どういう整理で、
2:21:36	蔵数、
2:21:39	どうだ、どういう整理でこの設計承認のと、考えを示してて、今回何でそれを変えるのか。
2:21:48	それを説明してもらえますか。
2:21:54	三菱斉藤です。
2:21:56	わかりました。今までの整理、今回変えた理由。
2:22:02	あと、金属キャスク構造規格で今おっしゃってたところの整理も言いますかね輸送の方で、
2:22:10	特別の試験条件として供用状態Dにはなってますけども、A等級、金属キャスク構造規格の中では衝撃荷重作用時と地震力が作用する場合で、基準がちょっと
2:22:21	変わってきているというところがあるので、
2:22:24	その地震との比較みたいなのを、
2:22:28	もうちょっと含めた方がいいですかね。
2:22:33	だから、何も抱えないんだったら別に説明不要なんですけど、今回抱えてて、基準がちょっとユリルー待ってる方に行ってると思うので、ちょっと妥当性を確認するために、
2:22:48	もともとの機器基準がどうどうなってて、何が足りなくて、当てはめるとしたら、何が適当なのかっていうのを説明していただく必要があると思いますので、それに必要な情報、
2:23:04	網羅していただきたいと思います。
2:23:08	三菱ですわかりました。
2:23:48	ちょっと
2:23:49	場所はずれるというかあれですけど、前何回か高梨さんのときに、貯蔵が大の設定するときとかにも、
2:23:59	何か町道版、
2:24:02	のところと、何かクラス設定違って、かつキャス金属構造キャスクとか、
2:24:10	いやでも設計建設規格オチを使ってんだよねみたいな話とかしてたときに、
2:24:16	何か似たような話をしたような気がするんですけど何か覚えてますか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:22	でも呼んでんだったか。
2:24:24	でも三菱さん。
2:24:28	はい別々サイトウですその辺のやりとりは把握してまして。うん。今おっしゃった内容っていうのは貯蔵架台のクラス分類だと思うんですよね。そう。
2:24:39	ちょ、ちょうど話題を、言い方では、クラス 3 支持構造物として、それ、そうなりましたけども、町側ではクラス 1 支持構造物。そうですよね。
2:24:54	それはキャスクを何と考えるかで、ちょうど施設側では、密封容器って言って
2:25:03	クラス 1 支持相当なので、クラス 1 容器相当なのでクラス 1 支持層構造物になったと。伊方では容器がクラス 3 の増、クラス 3 容器なので、うん。クラス 3 要求を支持するクラス 3 支持構造物。
2:25:18	でいいねっていう。そうですよね。
2:25:21	はい。公開のまた違うんすかね。
2:25:27	今回の、また違うのかいや、
2:25:31	ちょっと似たような何か金属補助キャスクとまた設計建設規格のあれとか、倉崎伊地知構造物とそうじゃないものとか何かまた出てきたんでちょっと私もごちゃごちゃになっちゃってきたんですけど、
2:25:43	ただまた次の、
2:25:46	はい冒頭ご説明したんですけど今回この輸送容器として中間胴を使うことっていうのは、町道容器で中間胴にしたので、うん、同じ申請書の中で、はい。
2:26:00	同じ申請書の中で中間胴ってちょうど容器側で言ってるんだったら輸送容器側でも、そうしとかないとその安東西森様が合わないというか、別々の規格にするのはおかしいのでっていうことでそうさせていただいて、でもあれですよね確かに何か、
2:26:15	三菱さんが言うのはそうなんですけど、でも設計承認の時のあれをそのまま多分使った方が、
2:26:23	審査効率化になる気がするんです。
2:26:31	はず。
2:26:34	減るまゆあれですよね変な話、統一した方がいいよねっていう感じで変な話MCNPファイブだって、
2:26:42	今回の中間の設定もされて、何か変な話、漸移ねっていう感じもしなくはないですけどせっかく今までの、
2:26:50	設計承認OKもらったところをそのまま、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:54	使えばいいんじゃないかなあ。
2:26:57	と思うんですけどそれはやな感じなんですかね。
2:27:00	それをこっちが認めてたらそれでっていう感じにはならないですかね。
2:27:07	申請者の市長がされればいいですけど、
2:27:12	浅尾さんってあれですかね輸送班から見たらもう設計承認の部分を丸田設計承認で出したものはもう一緒なんで、
2:27:20	やってもらってもいいって感じですかね。うん。
2:27:25	うん。気持ち。
2:27:32	ふー。
2:27:34	結構来設定を変えちゃうと、
2:27:41	あ、そうこっちさんが、
2:27:45	そうですよね。どういう、どんな感じですか。
2:27:52	この申請の、三菱の説明だとやっぱ統一性を持たせた方がっていう感じであって、確かに設計書には出してないやつ。うん。
2:28:02	マイクでお願いします。
2:28:08	すいません規制庁の 35 ですけれども、ちょっとこの部分だけではなくて、
2:28:14	すでにこの指定の申請の際の一番最初の時に、
2:28:19	すでにあるsec先行の設計承認のがあって 1055 燃料を追加するだけです。
2:28:26	ていう話であったので、1055 の、臨界と遮へいをよく見れば、あとは条件をほぼすべて包絡されるであろうから、
2:28:36	最終段階のときに、この今の時期ですけども、輸送規則の適合性が初めて説明されても、
2:28:46	処分が間に合うだろうという見積もりで進んできたんですけれども、この段になってですね。
2:28:53	その先行の事例からこういうことを変えます。あれを変えます。変えたいと思ってますとかってなってくるとですね、そもそもそれ変えていいのかっていうところを見て、
2:29:04	じゃあ他の部分どういう考え方で統一されてるのか、飯田規格を適用するにしてもいいとこ取りをして、本来一括一本筋の通った規格を適用したら不利になる部分をごまかしているんじゃないかみたいなところを確認しなければいけないんですね。
2:29:23	何を言ってるかというと、非常に時間がかかるんです。
2:29:32	それでもあえてここで、こういった変更をしないと。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:36	立ち行かないのか。
2:29:38	そもそもの話で言えば、先行事例は、
2:29:43	随分近い時期に設計の変更をしているときに、何でそれを、今言ってるような話の中身を、
2:29:51	反映しなかったのか。
2:30:06	どんなもんなんでしょうね。
2:30:15	三角サイトウです。ちょっと先方のですね設計承認でここの部分を、
2:30:22	変更しなかったりっていうのはちょっと我々ではわからなくてですね。すいません規制庁さんのですけれども元設計者としてわからないって何かよくわかんないんですけどそれが、
2:30:35	ちょうど施設側では中間部に変えられて、設計承認側でもですね会長さんです今言ってるのは設計承認申請においてであって貯蔵施設の申請どうのこうのっていう話をしてないんですけれども、
2:30:53	はい、三井齋藤です。
2:30:55	ちょうど容器の
2:30:59	容器であろうが輸送容器であろうが、シモノとしては同じなんですよね。
2:31:05	製造される側、火災というのは
2:31:09	そのような、ちょうどアプリ側のクラス設定で物作りがされていくというところなので、個別感があった方が製造、
2:31:19	管理としても当然やりやすいわけなんですが、多分おそらくその輸送側と貯蔵側で分けられているということは両方の規格を見て、
2:31:31	両方に合致するような形で、ものづくりにも展開していくんだろうなというふうに考えて、
2:31:37	おります。
2:31:38	以上です。
2:31:47	阿蘇すいませんちょっとトガサキですけどちょっと確認なんですけど、
2:31:53	今回、こういうふうに機器基準を整理されるのは、
2:31:59	今回の実型式指定が初めてなんですか。
2:32:10	三菱の齋藤です。
2:32:13	そうですね
2:32:15	我々の経験の中で、ちょうど容器として、仮貯蔵容器としてかつ、輸送容器として両者
2:32:25	認可をもらえるようなタイミングっていうのは今回が始めて、
2:32:30	にございまして、
2:32:35	今回はこの考え方を統一するのは初めてでございます。以上です。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:41	はい。わかります。その変更、今回考え方を変える理由というのは、
2:32:50	もともとの金属や形が構造規格の基準ではその中間胴、密封の中間ではあったんですけどそれ以外の基準がなかったんで、
2:33:01	一応、クラス 1 の支持構造物の基準を使ってたんですけど、改めて考えてみたら、金属キャスクの方を使った方がいい、いいという、
2:33:15	判断になったっていうことなんですか。
2:33:21	はい。三菱齊藤です。
2:33:23	金属キャスク構造規格で統一した
2:33:29	許容基準を設定したいということで、そういうふうにして、したということですね。
2:33:36	以上です。はい。
2:33:38	それで、
2:33:41	その結果この別紙 1－2 に書いてあるのはこの該当の例ってか、書いてあるんですけど、該当の例を見ると、特別の試験条件については、
2:33:54	許容値っていうのはゆるゆる間の方向にいくっていう、そういう理解でいいんですか。
2:34:03	発議サイドですはい、許容値はが上がるということは
2:34:08	緩くなるということになります。以上です。
2:34:12	と、トガサキですけど、
2:34:15	別にこのこの許容値を緩めるためにそういうことをしたんではなくて、もともと当てはめる基準がなかった。
2:34:26	ものを改めて考えてみたら、一番妥当な金属キャスクの規格を使った方がいいっていう、そういう判断ということですか。
2:34:40	三菱サイトウです。はい基準をゆるめたいわけではなくて、十分余裕はありますので、
2:34:45	改めてまわして中間胴の方は
2:34:50	良いというふうに考えたので、このようにしているということになります以上です。
2:34:55	はい。そうしましたら、だから、
2:35:00	あれで先ほどあったように金属キャスクの規格の中でも供用状態Dっていうのがありますので、それとクラス 1 の支持構造物の
2:35:11	施設としての供用状態でDとの違いとかですね、そういう、
2:35:17	妥当性ですね、
2:35:21	9 施設のクラス 1 の支持構造物の基準ではなくて、金属キャスクの規格を使った方が妥当なんだっていう説明が必要になると思いますので、

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:34	先ほどいろんな場のケース分けがあったと思うんで、そこら辺を説明をしていただきたいと思います。
2:35:47	鶴社長です了解しました。
2:35:56	ちょうどそれ、せずそれでもその妥当性が、本当説明できればいいんですけどその妥当性が説明できない場合、どうどうされますか緩める方向に行くんで。
2:36:08	元に戻すってのもあると思うんですけど。
2:36:41	規制庁の 35 ですけれども、
2:36:44	何度も言ってますけれども、
2:36:48	今回の申請先行の設計と同じです。
2:36:55	1055 燃料が追加されるので、
2:36:58	そこが違う、違いますというところでスタート。
2:37:03	したと私は認識しています。
2:37:06	いろんなことを変えるんであれば、先行設計と同じですとかっていう話の前に、そもそも 0 で見なければ、
2:37:16	ここの部分を変えてもいいのか悪いのかっていうところがあるので、
2:37:22	非常に時間がかかりますよということをお話しましたけれども、
2:37:31	どうしても、
2:37:33	やらなければならないんでしょうか。
2:37:44	すいません、三菱サイトウです外、
2:37:48	今該当のクラス 1 支持構造部Ⅱの方に、天本に戻すという考え方は
2:37:55	否定するものではございませんでして、時間がかかるということであれば
2:38:04	磯崎側このプラスイシイ構造物でいくというのは考え中にはございます。
2:38:13	規制庁の所ですけど、時間、時間の問題ではなくてちゃんと妥当性を説明できれば、それは抱え、変えることは可能だと思いますので、
2:38:25	緩める方向に行くので、ちゃんとその妥当性をちゃんと説明をしていただきたいというのが趣旨です。時間が、
2:38:36	かかるんであれば別にそれでも我々は、説明は、あるまで、ちゃんと確認をします。
2:38:53	そう。三菱のサイトです。
2:38:58	この該当の件もそうなんですけれども、遮へいのMCNPコードを使うという件についてもですね、
2:39:08	これに関しては、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:39:12	どういう感触でしょうかこれも該当と同じような、
2:39:16	規制庁の丹保ですけれども。
2:39:19	安全評価の条件とか考え方とかが、
2:39:23	兼用とかって言っていたとしても、それぞれのモードが違うところがあって、別々であっても問題ないというふうに考えています。
2:39:33	で、
2:39:34	おんなじじゃない、同じであるべきなんじゃないのっていうようなコメントを受けたのでっていうことが話冒頭ありましたけれども、
2:39:43	単に、
2:39:45	そのケース分けをしてるようなふうに見えるからっていうことであって、同じにしろというふうに言ったつもりはない。
2:39:54	はずなんです。ちょっと発言者の確認はしてませんけれども、
2:39:58	それを言い始めると、いろんな評価もいろんなメーカーが出してるものをすべて考え方の統一がとられていないと、審査に入れなくなってしまうんですね。
2:40:10	それぞれ設計の思想があって、
2:40:14	考え方が違う、同じようなものを使おうとしてても考え方が違うっていうのを認めてきているわけですし、
2:40:25	ここで何度も言いますけど、
2:40:28	今回の申請は、MSF24P2055 入っただけですっていうところを見ればいいっていうふうに進んでいきている中で、
2:40:40	いろんなことを変えると。
2:40:43	じゃあどうなんでしょうねっていう話を見直さなきゃいけないと思っています。
2:40:50	いや見直さなくてもいいんですよっていう説明を事細かに作っていただくとかいうことになると思いますし、我々もそもそもの考え方として今までよかったのか、悪かったのかみたいなところを、
2:41:04	今考え始めます。
2:41:06	今は
2:41:09	私からすると当初申請を受けたときに聞いた考え方と違ってきているっていうのもありますから、何か見方を変える必要があるっていうふうに思いますし、
2:41:19	そちら申請者側のその目標として、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:23	年度内みたいなところを立ててる中で、今ここで規則適合輸送規則の適合性って見るのに、ゼロスタートしなきゃいけないんじゃないかっていう状況を、
2:41:34	あえて作る必要はないんじゃないかなというふうに私は考えています。
2:41:48	三菱齋藤です。はい。規制庁さんのお考えは、
2:41:54	理解いたしました。
2:41:57	エミ船尾Ｖコードを使うということについてコメントいただいたのは、いただいたんすけど、確かにおっしゃる通り変えなきゃいけないっていうわけではないとは思ってましたけれども中間胴の件も含めて、この中間胴の件とMCNPの
2:42:14	この二つですね、これが貯蔵側と統一させるという意図で、
2:42:19	もありますので、そこをやってきたわけなんですけどちょっとそこの、
2:42:24	変更に寄って、この時間がですねかなりかかるようになるというのであれば、
2:42:31	ちょっとそこについてちょっと検討をもう一度したいなと思っておりますので、
2:42:38	アノんとに戻すということですね、後半含めて考えたいと思います。以上です。
2:43:56	ちょっと私が懸念しているのはその言われたから、検討の結果、こういうふうに中間度、
2:44:05	に合わせ、ちょうどタイ合わせますMCNPＶに合わせますと、されているのか、本当にガチガチで、
2:44:14	MHIの中で、もうそういう、今後は設計承認をとってない。
2:44:21	容器のを最初にこっちの型式証明に持ってきても、こっちはちょうど輸送のあれを一緒にして、申請はするけど、とか何か、
2:44:36	DOTちいい。
2:44:39	で持ってきたんですかね。
2:44:45	三井サイトウです。
2:44:47	ここ今後、
2:44:49	この申請どうするのかっていうことですかね
2:44:54	今回こういう、こういう形でその先行商品があるので、それを活用して、堀川に合理的にっていう考え方でおりましたけれども全く世の中にないようなものをですね、型式証明して出させていただく場合であればその辺は数字が、
2:45:12	通常ある中で統一したものを、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:15	出す方が望ましいとは思っております。
2:45:19	今回に関してはちょっと実績があるものを活用したいというのがございましたので、
2:45:26	ちょっとそこの部分がそういうご理解に繋がらないのであれば、そこもちょっと、ちょっと検討させていただきたいと思います以上です。
2:45:37	今回の申請その設計書に取得済みのものと多分、熊田とっていないものって、
2:45:44	の違いっていうのでも多分、今後説明できると思いますし、今回だけは、設計書にとった部分はもうフル活用するから、変な話貯蔵側と輸送の部分でちょっとそのコード、
2:45:57	行動のが違ったり、等を、
2:46:02	企画、適用させる、違う、雨天説明も成り立ちますよね 353。
2:46:10	規制庁さんもですけれども、
2:46:12	成り立つと思います。というか、
2:46:16	すべてを合わせようとするのであれば、すべて同じタイミングで合わせていただきたいんですね。
2:46:22	そういうことは多分難しいので、それは申請のタイミングとかの考え方によるとは思うんですけども、今回、何度も言いますけど今回の申請のスタートで、
2:46:34	先行事例を活用するっていうふうに決断してそれをやっているのであって、資料の説明もそういうふうになっているのであれば、できるだけそれは生かしていただきたいという生かした方がよろしいんじゃないでしょうか。
2:46:47	ということです。以上。
2:47:02	はい。三菱サイトウです。ちょっと協議の方させ、社内検討の方して
2:47:10	その方向でも、
2:47:12	もうちょっと考えたいと思います以上です。
2:47:22	規制庁松野です。
2:47:24	ちょっと今の点は、結構外運搬規則の適合性の説明で、
2:47:32	ちょっと大きな奉仕員。
2:47:34	に関わるものですので、
2:47:36	ちょっと社内でもう一度そこは検討してもらって、ちょっと次回のヒアリングの場で、またその点は、
2:47:43	検討結果を、ちょっと説明をお願いできればと思います。
2:47:50	一応ヒアリングは、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:47:52	ちょっとそろそろ時間になりましたので、
2:47:55	終了したいと思いますけども、
2:48:00	ちょっと、
2:48:00	変わります。
2:48:08	すいません。
2:48:10	SARの部分の、今回の申請に対して、追記するとか書き直すとかいう部分が比較表でもらっていて、今確認をしてその話もしたかったんですけれども、
2:48:22	大前提として、申請者側の方針として先行事例を生かしていくのか、それとも新しい方針を示して先行事例を無視して、申請を考えていくっていうことなのか不明なところもありますので、
2:48:36	今、比較表についてコメントするのは避けます。
2:48:41	ただですね比較表、これ多分、今日のマスキングの資料として出されると思うんですけれども、
2:48:50	例えば、何て言うんすかね。1077 の表とか 2、
2:48:55	1055 の燃料とかを追加した際にマスキング箇所がずれてる部分がありまして、
2:49:01	これはちょっと注意して見ていただいた方がいいのかなと思いますので最後にお知らせいたします。私が気づきましたのは、
2:49:08	比較表の 149 ペイジーの部分で、
2:49:15	いいですかね。話しても、
2:49:18	1077 ページです。はい。お願いします。1077 燃料と、表の
2:49:25	野呂の第. 26 表なんですけど、
2:49:29	1077 燃料とか 1055 燃料っていうのを、一番上段に加えたせいで、
2:49:34	多分ずれたんですね 1 個ずつ、きっと。
2:49:38	マスキングの箇所が、
2:49:40	衝撃加速度だったものが、
2:49:44	何か違うところになっているので、
2:49:47	何かこういった図令和気をつけていただきたいと思います。
2:49:54	鷲見サイトウですありがとうございます。ちょっと確認して、修正させていただきます。これは先行事例を生かした場合にどういうふうな
2:50:06	記載の変更をしていくかっていうと書き加えるときに、表を
2:50:11	1717 年度の表ですって言って 2 分の 1 で 2 分の 2055 燃料の表ですって言って追加する場合は多分こういうのは起こらないと思うんですけ

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ど、表の中に 1055 です 1077 ですっていうふうに追記した場合にこういったずれが表示る。
2:50:26	とか、見る側も、この表は、何か 1 個増えて、ここは表の中に何か項目で注記が書いてあってみたいな、見にくいので、
2:50:36	そういったところは申請書としての統一性を持たせた方がいいんじゃないかなと思います。
2:50:42	おそらくですね各解析によってパートごとに、
2:50:47	何て言うんすかね説明文書書かれているので、そこのセクションごとにやり方っていうのがあるんだとは思うんですけれども、
2:50:55	最終的に申請書ってまとまってしまったときに、遮へい解析はこういう説明の仕方なのになんで臨界はこういう説明なんだみたいなふうな混乱を招くような、せなんか。
2:51:05	でき上がりっていうのは避けた方がいいんじゃないかなと。
2:51:09	ちょっとこれは蛇足なのかもしれませんけども注意していただければと思いますただ、大方針どうするのかっていうところでこんな比較表とかっていうのがそもそも要らずに、0 からちゃんと見てくださいっていうふうになるかもしれませんので、
2:51:21	あまり言ってもしょうがないのかもしれませんけれども、
2:51:25	以上です。
2:51:32	ツルガサイトウです。了解いたしましょう。
2:51:40	あ、
2:51:41	規制庁まとめ数。
2:51:43	では以上で本日のヒアリングは終了したいと思います。
2:51:48	どうもお疲れ様です。
2:51:51	ありがとうございました。ありがとうございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。